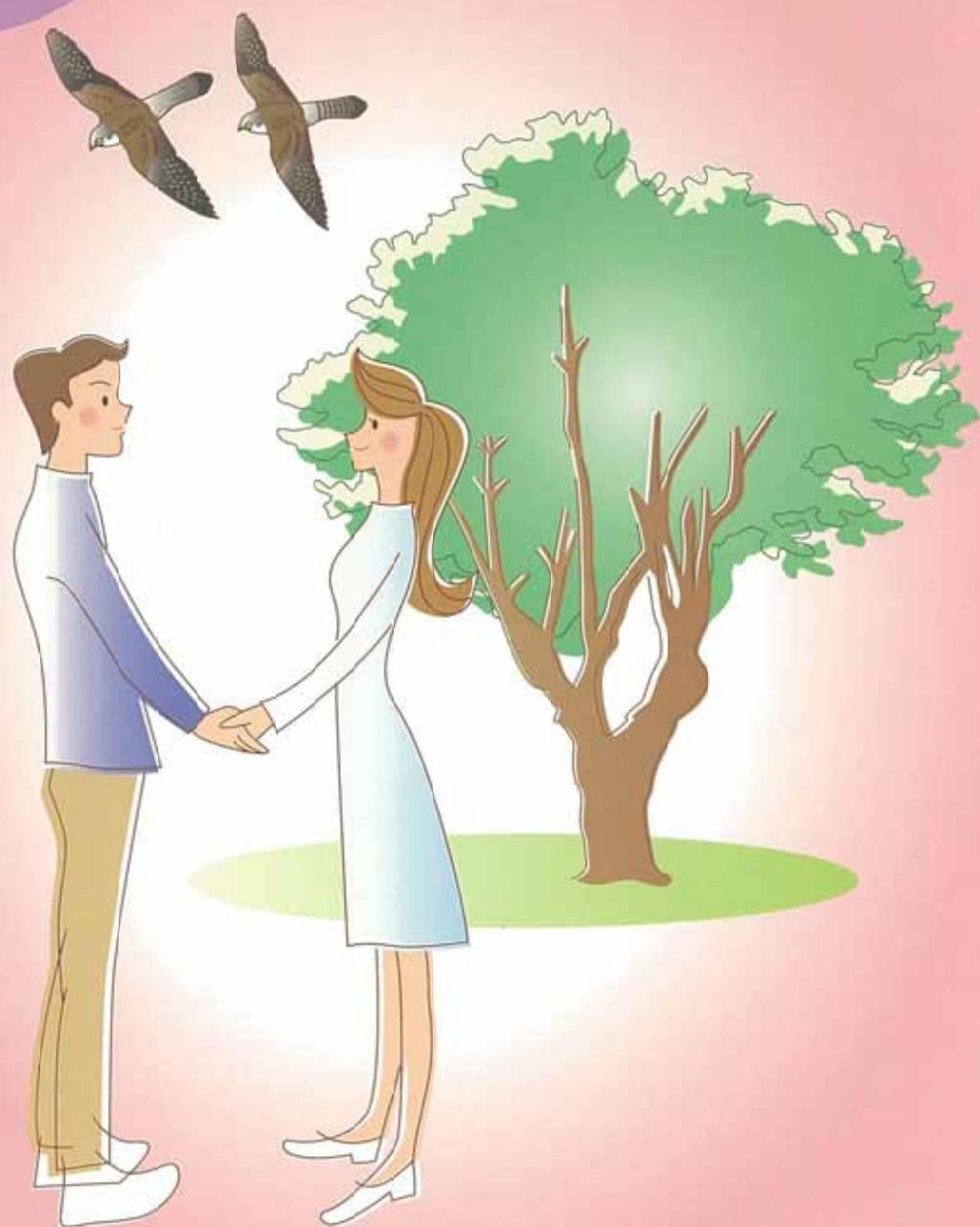


輝いて
ひらめいて

姫崎プラン

変えよう、自分と未来

男女共同参画社会をめざして



平成15年3月
姫崎市



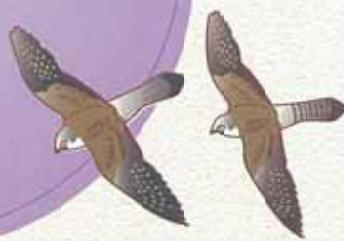
CONTENTS

第1章 プランの目的と背景	1
第2章 プランの目標と骨子	3
第3章 計画の構成	10
「輝いて、ひらめいて、姫崎プラン」の総合目標	
「輝いて、ひらめいて、姫崎プラン」の計画期間	
「輝いて、ひらめいて、姫崎プラン」推進の考え方	
第4章 推進の方向	11
プランの骨子1 輝く幸せな家庭づくり	
基本計画の1 男女平等に関する意識の啓発と実践をしよう	12
基本計画の2 心身の健康づくりに努めよう	14
基本計画の3 育児環境の整備を進めよう	16
基本計画の4 家庭内から暴力をなくそう	17
プランの骨子2 男女平等の職場づくり	
基本計画の1 経営や職業に関する能力を高めよう	18
基本計画の2 男女が対等なパートナーとして認め合おう	20
基本計画の3 男女共同参画に関する法律を学び、職場内の男女不平等を改善しよう	22
基本計画の4 男女が共同参画できる制度づくりを推進しよう	24
プランの骨子3 共に参加する地域づくり	
基本計画の1 性で差別のある地域内の慣行や慣習を見直そう	26
基本計画の2 地域内に男女共同参画を推進する人づくりをしよう	27
基本計画の3 社会教育の場で、男女共同参画に関する学習の機会を増やそう	29
基本計画の4 助け合いと支え合いのある地域づくりをしよう	31
プランの骨子4 明るい社会づくり	
基本計画の1 性差別のない学校教育を推進しよう	32
基本計画の2 行政の支援で男女共同参画を実現しよう	34
基本計画の3 人にやさしい社会づくりをしよう	35
基本計画の4 国際交流を推進しよう	36
第5章 関連資料	39
5-1 姫崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査票	41
5-2 男女共同参画社会基本法	57
5-3 世界と国の動き	62
5-4 姫崎市男女共同参画プラン意識調査検討委員会名簿と実績	64
5-5 姫崎市男女共同参画プラン策定委員会名簿と実績	65





第1章 プランの目的と背景

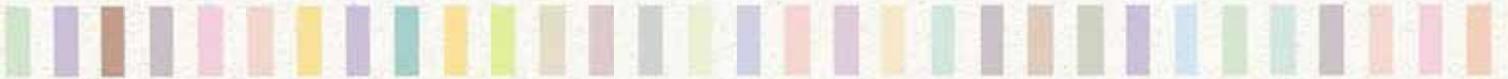


■ プランの目的 ■

近年は、国や都道府県の主要なポストを占める女性の割合が高く、また、山梨県では平成14年度の農業委員に50名もの女性が選出されるなど、女性の社会進出が増加したことで、社会システムの見直しや、法整備の必要がでてきました。

しかし、私たちの日常生活においては、今もって性別による固定的役割分担意識や慣習が根強く、「男だから・・」、「女だから・・」、「それが、当たり前だから」、「今まで、そうであったから」など、家庭や地域や職場における役割や活動で、男女平等・男女共同が実現されていない現状です。

これからは、私たちの暮らしの中や意識の中に形成された性差別に気づき、それらをなくし、男女が互いの人権を尊重しながら、あらゆる分野でそれぞれの能力を最大に発揮して、共に責任を負う男女共同参画社会づくりをめざします。



■ プランの背景 ■

男女共同参画社会づくりは国際テーマです。

約四半世紀前の昭和50年（1975年）、国際連合は「国際婦人年」を定め、その後の10年間を「国際婦人の10年」として、女性の地位向上のための行動を展開する決議をしました。そして5年ごとに国際会議を開催し、平成12年（2000年）6月にアメリカニューヨークの国連本部で開催された「第5回世界女性会議」では、前回の平成7年（1995年）に北京大会で採択された「北京宣言および行動要綱」について、「行動綱領の12重大問題領域に関する成果」が報告されました。

国では、平成6年（1994年）、総理府内に男女共同参画室が設置され、国をあげての男女共同参画社会づくりが始まりました。平成11年（1999年）4月には男女雇用機会均等法を改正し、同年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、その後に※【DV法】や※【ストーカー防止法】を成立させるなど、次々と男女共同参画社会づくりのための法整備を強化しています。

山梨県では、昭和53年（1978年）、県民生活局内に婦人問題担当窓口を置き、婦人問題庁内連絡会議および山梨県婦人問題懇話会も設置しました。平成4年（1992年）には、企画県民局内に女性政策室を設け、平成10年（1998年）6月に「やまなしヒューマンプラン21」が策定されました。また、平成12年（2000年）には「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」が実施され、その調査結果を踏まえて平成14年（2002年）2月に「山梨県男女共同参画計画」が策定され、同年3月に「山梨県男女共同参画推進条例」が制定されました。

※【ドメスティック・バイオレンス】(domestic violence)

夫や恋人などから受ける暴力のこと。

※【ストーカー防止法】

平成12年11月に施行された法律で、ストーカー（相手につきまとい、精神的被害を与える者）に対してその行為を禁止する法律。

※【家族経営協定】

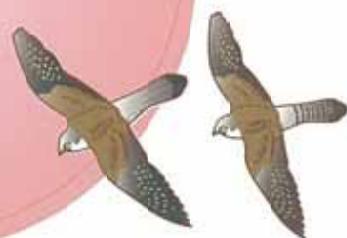
家族で農業に従事する場合など、それぞれが経営や方針に関与することはもとより、資金や休暇や労働時間や待遇面などについて家族内で話し合い、文書をもって定めるものである。

※【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ】(reproductive health/rights)

妊娠、出産、避妊、性感染症などにおける男女の肉体的、精神的、社会的な健康を保障し、子どもを産むか、何人産むかなどについては、当事者である女性の意思を尊重するという、「性と生殖に関する健康と権利」のこと。



第2章 プランの目標と骨子



総合目標

家庭では、家族一人ひとりが、
支えあいと思いやりの心をもって互いを尊重し、
職場では、性で区別しない個性を生かした制度や環境が整備され、
地域では、男女がバランスよく活動や交流に参加し、
社会では、より広い場で共同参画が生かされる、
輝く人づくり、健康づくり、生きがいづくりをめざします。

総合目標	分野	基本目標	基本計画
家庭では、家族一人ひとりが、支えあいと思いやりの心をもつて互いを尊重し、職場では、性で区別しない個性を生かした制度や環境が整備され、地域では、男女がバランスよく活動や交流に参加し、社会では、より広い場で共同参画が生かされる、輝く人づくり、健康づくり、生きがいづくりをめざします。	輝く幸せな家庭づくり	男女が共に育む暮らしづくりと人づくりをめざします	男女平等に関する意識の啓発と実践をしよう 心身の健康づくりに努めよう 育児環境の整備を進めよう 家庭内から暴力をなくそう
	男女平等の職場づくり	男女が共に生き生きと輝く職場づくりをめざします	経営や職業に関する能力を高めよう 男女が対等なパートナーとして認め合おう 男女共同参画に関する法律を学び、職場内の男女不平等を改善しよう 男女が共同参画できる制度づくりを推進しよう
	共に参加する地域づくり	男女が共に力を出し合う地域づくりをめざします	性で差別のある地域内の慣行や慣習を見直そう 地域内に男女共同参画を推進する人づくりをしよう 社会教育の場で、男女共同参画に関する学習の機会を増やそう 助け合いと支え合いのある地域づくりをしよう
	明るい社会づくり	男女が共に生き生き暮らす社会づくりをめざします	性差別のない学校教育を推進しよう 行政の支援で男女共同参画を実現しよう 人にやさしい社会づくりをしよう 国際交流を推進しよう

計画の解説

依然として家庭内では、「食事の支度はもちろん、掃除や洗濯や育児なども女性の仕事」とそれが当たり前のような、家事に対する固定的な役割分担意識が根強く、育児や介護や教育なども女性に依存しているのが現状です。新たな世紀に明るく、楽しい家庭を築くために、子どもを男女で差別しない家庭教育や、夫婦で自立できる財産を確保するなど、男女平等・男女共同の意識改革と実践が求められています。

長寿大国日本では、人生80年と言われています。今、私たちは、この世界一長い人生を、心身共に健康でかつ幸せに暮らしていくことを願っています。そのためには男女は互いに相手の性を尊重し、家族みんなが積極的に健康づくりや体力づくりのイベントに参加する、健全で健康な家庭生活を築くことが求められています。

時代は移り変わっても、「子は宝」です。そのために家族は、「母性」としての女性を思いやり、安心して子どもを産み、育てることのできる家庭環境づくりに取り組むことが求められます。また、子どもたちが地域で交流すると、その地域が元気になります。昔のように、子どもたちが家の外で遊び、交流できる機会を確保し、家庭の外に子どもたちを出す意識と行動の改革が求められます。

心にしつらう、身体にしつらう、人を傷つけることは犯罪行為です。ここ数年に男女共同参画社会実現のため、色々な法整備が行なわれてきました。しかし、依然として女性や子どもに対する暴力が絶えません。私たちはまず家庭内から暴力をなくすことに、家族が協力して対処する必要があります。

ますます女性の高学年化が進み、仕事を持つ女性も増加傾向にあります。しかし、多くの民間企業や行政の職場では、長い間の固定概念で女性の役割分担が決められ、女性が要職につくことや、女性に責任ある仕事を任せることができない状況にあります。これからは、女性も職業能力向上のための研修会等に積極的に参加し、また、女性自身も責任ある仕事を担うという意識を持って、男女平等で仕事を取り組むことが求められています。

企業のスリム化が進む今、個人の能力を生かした効率のよい仕事と、仕事を担う男女が互いに対等と認め合う職場づくりが求められています。また、社会で働く男女のために、家庭と職場が連携し、家庭では男女が互いに安心して仕事ができるための理解と協力が求められ、職場では健康な家庭や家族が育むための支援や職場環境の整備充実が求められます。

男女共同参画社会基本法が閣議で可決成立した平成11年(1999年)6月の2ヶ月前、14年ぶりに男女雇用機会均等法が改正されました。今回の改正には、雇用における男女の不平等を規制することなどが盛り込まれましたが、社会で長引く景気低迷の影響もあり、まだまだ雇用面や職種面などに男女格差がみられます。雇用や職種で不利にならないために、男女平等や男女機会均等に関する法律を学び、職場内の男女不平等を改善することが求められています。

職場にも家庭にも、「ゆとり」や「健康」や「やりがい」が必要です。言うまでもなく職場と家庭の関係は深く、私は仕事で得た収入で生活が豊富、家庭から職場に出て労働力を提供し、営業や生産などを行ないます。快適な職場づくりには、快適な家庭を築くための育児休業や介護休業を男女が共に取得しやすい職場環境づくりが求められ、また、農業などの自営業においては、従事する家族が安心して生活できるよう、収入や休暇や健康に関する協定を締結するなど、新たな取り組みが始まっています。

個人や家庭の中に形成された性差別は、長い時間をかけて地域の中にも形成されてきました。それらの性差別を地域住民が「あえて改善する必要はない」とか「それが当たり前だから」と思っていたのでは地域は発展しないでしょう。これからの地域づくりは、男女が共に協力し、共に参画し、共に力を出し合うことが求められています。

私たちが毎日の生活を営んでいる地域から、男性なので、女性だから、という性別による固定的役割分担をなくし、みんなが快適に暮らせる地域社会の実現に向けて、男女でバランスよく地域の役割を担うとともに、地域に男女共同参画を推進するリーダーを育成する積極的な地域づくりが求められています。

知識がないと知恵は出ません。知識は学校の勉強でも学びますが、生きた知識は家族や地域社会や職場などから学びます。地域の歴史や文化や高齢者などは知識の宝庫です。また、このところ核家族化が進み、地域でのコミュニケーションも少くなりました。もっと地域で交流し、学び、遊びましょう。

地域に子どもたちがいないと元気がありません。また、地域に高齢者がいないと温かさがありません。長い間、地域を支えてくれた高齢者を敬い、高齢者がこれからも生きがいをもって暮らせるよう、地域ぐるみで支えていくことが求められます。

依然として少子化が進んでいますが、夫婦にとっても、地域にとっても、我が国にとっても、子どもは宝です。次世代を担う子どもたちが、「生」を尊び、「性」を思いやり、他人を尊重する人に育つ教育が求められています。

男女共同参画社会の実現には、住民が主体となって推進していくことを基本としますが、ある面では行政(市役所)が強く住民を後方支援し、また、ある面では行政が主体的に実施する事業や条例化などがあります。いずれにせよ、住民と行政が協働した取り組みが望されます。

近年、女性や子どもに対する暴力は大きな社会問題として取り上げられるようになりました。特に、家庭内での夫から妻への暴力については、これまで被害者の救済が十分でないため、これからは、女性の人権を守るリップロダクティブ・ヘルス／ライツの浸透を図るとともに、男性は産む性である女性を尊重し、女性への心理的・肉体的暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)をなくすための意識と行動の改革が求められます。

男女共同参画社会の実現は国際テーマであり、国連では、「女性の社会的地位向上」と「性差別の撤廃」を最重点に位置づけています。それぞれの国には、それぞれの文化と歴史があります。それらをよく学び、様々な国の人たちと交流することで、国を超えての男女共同参画に協力できます。

計画の方向

家事・育児・介護に男女が共に参画する家庭づくりを推進しよう
性で差別しない、個性を伸ばす家庭教育を実践しよう
家庭内労働を正しく評価し、男女が互いに自立できる財産を確保しよう

健全な性教育と性の重要性について、家族で話し合おう
保健や健康に関する家庭内教育を推進しよう
健康や体力づくりのための、スポーツやレクリエーション等に積極的に参加しよう

多世代で育児する家族関係づくりを考えよう
安心して妊娠・出産・子育てができる家庭環境づくりをしよう
子どもたちが家の外で遊び、交流できる機会を確保しよう

女性に対する暴力をなくそう

職業能力向上のための機会に女性も積極的に参加しよう
経営や決断の場へ男女共同参画を実現させよう

性で区別しない、個性や能力を生かせる職場づくりをしよう
男女が、仕事と家庭を両立できる職場体制を整えよう

雇用面における男女不平等を改善しよう
待遇面における男女不平等を改善しよう

育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくろう
農業など自営業における「家族経営協定」を推進しよう

性別による固定的役割分担を改善しよう
男女共同・男女平等で参加できる地域活動づくりをしよう

男女共同参画を推進する地域リーダーを育成しよう
地区役員を男女でバランスのとれた構成にしよう

男女共同参画について地域で学ぶ機会を確保しよう
地域の歴史や伝統文化を学び、伝承しよう
世代間交流の場を確保しよう

生きかいでづくりを支援しよう
安心づくりの支援をしよう

性差別のない教育環境づくりをしよう
職種や仕事内容で男女差がないことを学ぶ教育を実践しよう
かけがえのない命を尊ぶ人づくりを強化しよう
成長に応じた性教育を推進しよう

人材育成への支援を強化しよう
各種審議会等の公的役割を、男女で共に担おう
育児や介護のための施設や支援体制を確立しよう

女性に対する暴力の根絶を図ろう
産む性である女性を尊重しよう
家族計画や避妊法に関する学習を実践しよう

国際的な男女共同参画社会づくりに貢献しよう
国際感覚を身につける学習の場を確保しよう
国際交流の機会を増やすぞう

1

輝く幸せな家庭づくり



基本目標

**男女が共に育む
暮らしづくりと人づくりを
めざします**

まだまだ家庭内では、家事に対する固定的な役割分担意識が根強く、育児や介護や教育などを女性に依存しているのが現状です。新たな世紀を輝いて暮らすためには、子どもたちには男女で差別しない家庭教育を行ない、家族で心身の健康づくりに努め、家庭内から暴力をなくして、夫婦で自立できる財産を確保するなど、思いやりと、支え合いの家庭づくりが求められています。

計画その1 男女平等に関する意識の啓発と実践をしよう

- 家事・育児・介護に男女が共に参画する家庭づくりを推進しよう
- 性で差別しない、個性を伸ばす家庭教育を実践しよう
- 家庭内労働を正当に評価し、男女が互いに自立できる財産を確保しよう

計画その2 心身の健康づくりに努めよう

- 健全な性教育と性の重要性について、家族で話し合おう
- 保健や健康に関する家庭内教育を推進しよう
- 健康や体力づくりのための、スポーツやレクリエーション等に積極的に参加しよう

計画その3 育児環境の整備を進めよう

- 多世代で育児する家族関係づくりを考えよう
- 安心して妊娠・出産・子育てのできる家庭環境づくりをしよう
- 子どもたちが家の外で遊び、交流できる機会を確保しよう

計画その4 家庭内から暴力をなくそう

- 女性に対する暴力をなくそう

2

男女平等の職場づくり

基本目標

**男女が共に
生き生きと輝く職場づくりを
めざします**



女性の高学歴化が進み、仕事を持つ女性が増加傾向にある中、依然として、多くの民間企業や行政の職場では、永い間の固定概念で女性の役割分担が決められ、女性が要職につくことや、女性に責任ある仕事を任せることができていない現状にあります。これからは、女性も経営や職業に関する能力を高め、男女が対等なパートナーとして認め合う、職場づくりが求められています。

計画その1 経営や職業に関する能力を高めよう

- 職業能力向上のための機会に女性も積極的に参加しよう
- 経営や決断の場へ男女共同参画を実現させよう

計画その2 男女が対等なパートナーとして認め合おう

- 性で区別しない、個性や能力を生かせる職場づくりをしよう
- 男女が、仕事と家庭を両立できる職場体制を整えよう

計画その3 男女共同参画に関する法律を学び、職場内の男女不平等を改善しよう

- 雇用面における男女不平等を改善しよう
- 待遇面における男女不平等を改善しよう

計画その4 男女が共同参画できる制度づくりを推進しよう

- 育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくろう
- 農業など自営業における※「家族経営協定」を推進しよう

3

共に参加する地域づくり

基本目標

男女が共に 力を出し合う地域づくりを めざします



個人や家庭の中に形成された性差別は、長い時間をかけて地域の中にも形成されてきました。それら性差別のある地域内の、慣習や慣行を「あえて改善する必要はない」とか「それが当たり前だから」という意識や、性別による固定的役割分担を改善し、地域に男女共同参画を推進するリーダーを育成して、男女がバランスよく地域の役割を担いながら、助け合いと支え合いで快適に暮らせる地域社会の実現が求められています。

計画その1 性で差別のある地域内の慣行や慣習を見直そう

- 性別による固定的役割分担を改善しよう
- 男女共同・男女平等で参加できる地域活動づくりをしよう

計画その2 地域内に男女共同参画を推進する人づくりをしよう

- 男女共同参画を推進する地域リーダーを育成しよう
- 地区役員を男女でバランスのとれた構成にしよう

計画その3 社会教育の場で、男女共同参画に関する学習の機会を増やそう

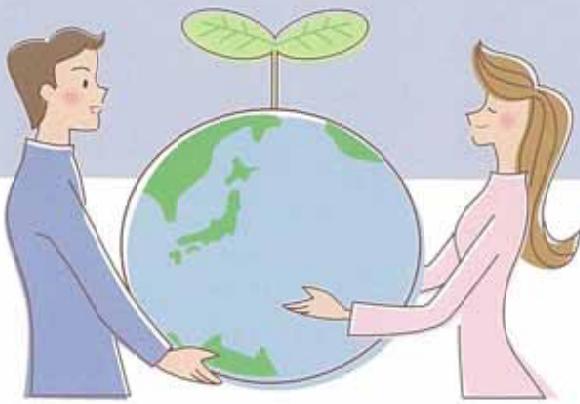
- 男女共同参画について地域で学ぶ機会を確保しよう
- 地域の歴史や伝統文化を学び、伝承しよう
- 世代間交流の場を確保しよう

計画その4 助け合いと支え合いのある地域づくりをしよう

- 生きがいづくりを支援しよう
- 安心づくりの支援をしよう

4

明るい社会づくり



基本目標

男女が共に 生き生き暮らす社会づくりを めざします

大きな社会問題とされる女性や子どもに対する暴力に対して、これまで被害者の救済が十分ではありませんでした。これからは、女性の人権を守る※リプロダクティブ・ヘルス／ライツの浸透を図るとともに、男性は産む性である女性を尊重する意識と行動の改革が求められます。また、依然として少子化が進んでいますが、夫婦にとっても、地域にとっても、我が国にとっても、子どもは宝です。次世代を担う子どもたちが、「生」を尊び、「性」を思いやり、他人の意思を尊重する人に育つ教育が求められています。

計画その1 性差別のない学校教育を推進しよう

- 性差別のない教育環境づくりをしよう
- 職種や仕事内容で男女差がないことを学ぶ教育を実践しよう
- かけがえのない命を尊ぶ人づくりを強化しよう
- 成長に応じた性教育を推進しよう

計画その2 行政の支援で男女共同参画を実現しよう

- 人材育成への支援を強化しよう
- 各種審議会等の公的役割を、男女で共に担おう
- 育児や介護のための施設や支援体制を確立しよう

計画その3 人にやさしい社会づくりをしよう

- 女性に対する暴力の根絶を図ろう
- 産む性である女性を尊重しよう
- 家族計画や避妊法に関する学習を実践しよう

計画その4 国際交流を推進しよう

- 国際的な男女共同参画社会づくりに貢献しよう
- 国際感覚を身につける学習の場を確保しよう
- 国際交流の機会を増やそう



第3章 計画の構成



「輝いて、ひらめいて、韮崎プラン」の総合目標

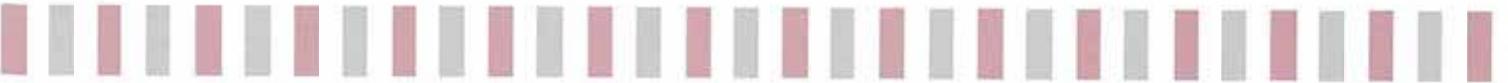
家庭では、家族一人ひとりが、支えあいと思いやりの心をもって互いを尊重し、職場では、性で区別しない個性を生かした制度や環境が整備され、地域では、男女がバランスよく活動や交流に参加し、社会では、より広い場で共同参画が生かされる、輝く人づくり、健康づくり、生きがいづくりをめざします。

「輝いて、ひらめいて、韮崎プラン」の計画期間

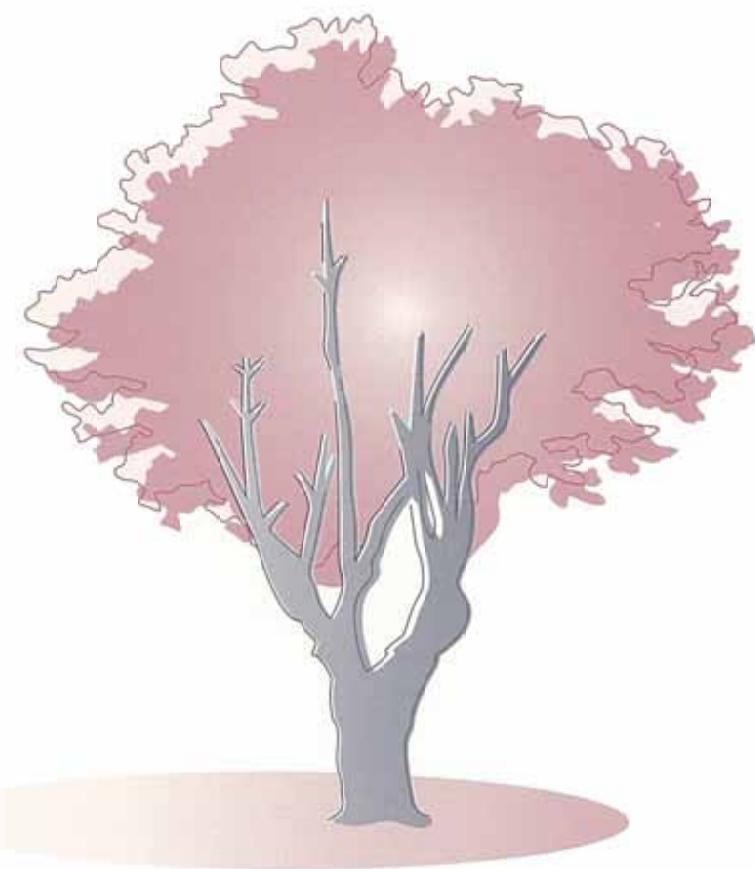
「輝いて、ひらめいて、韮崎プラン」の計画期間は、平成15年度(2003年度)を初年度とし、平成24年度(2012年度)を目標年度とします。

「輝いて、ひらめいて、韮崎プラン」推進の考え方

韮崎市で暮らすすべての男女が、男女差別のない快適な暮らしを享受するために、市民総参加で本プランに掲げられた計画を推進し、共に責任を担う男女共同参画のまちづくり、ひとづくりの実現をめざします。



第4章 推進の方向



輝く幸せな家庭づくり

基本目標

男女が共に育む暮らしづくりと人づくりをめざします

基本計画の1

男女平等に関する意識の啓発と実践をしよう

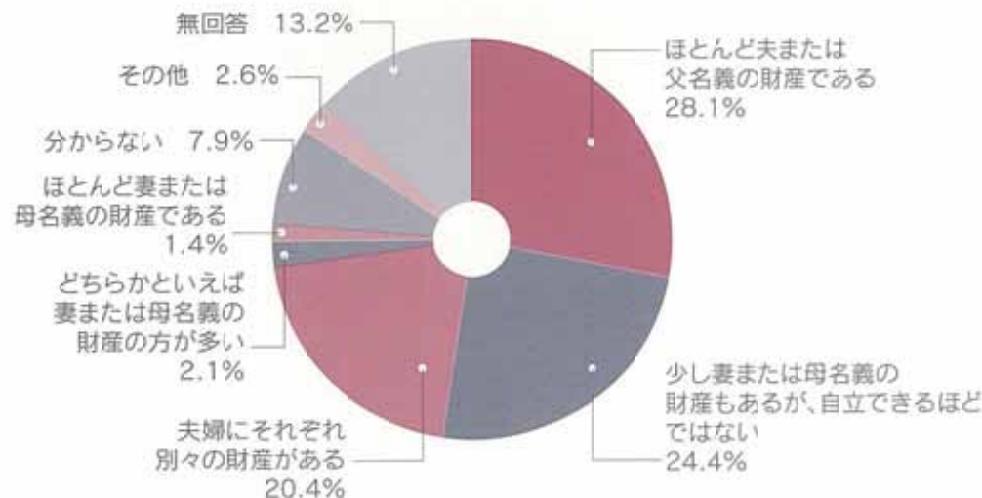
依然として家庭内では、「食事の支度はもちろん、掃除や洗濯や買い物なども女性の仕事」とそれが当たり前のような、家事に対する固定的な役割分担意識が根強く、育児や介護や教育なども女性に依存しているのが現状です。新たな世紀に明るく、楽しい家庭を築くために、子どもを男女で差別しない家庭教育や、夫婦で自立できる財産を確保するなど、男女平等・男女共同の意識改革と実践が求められています。

■家事を正当な仕事と評価することへの賛否

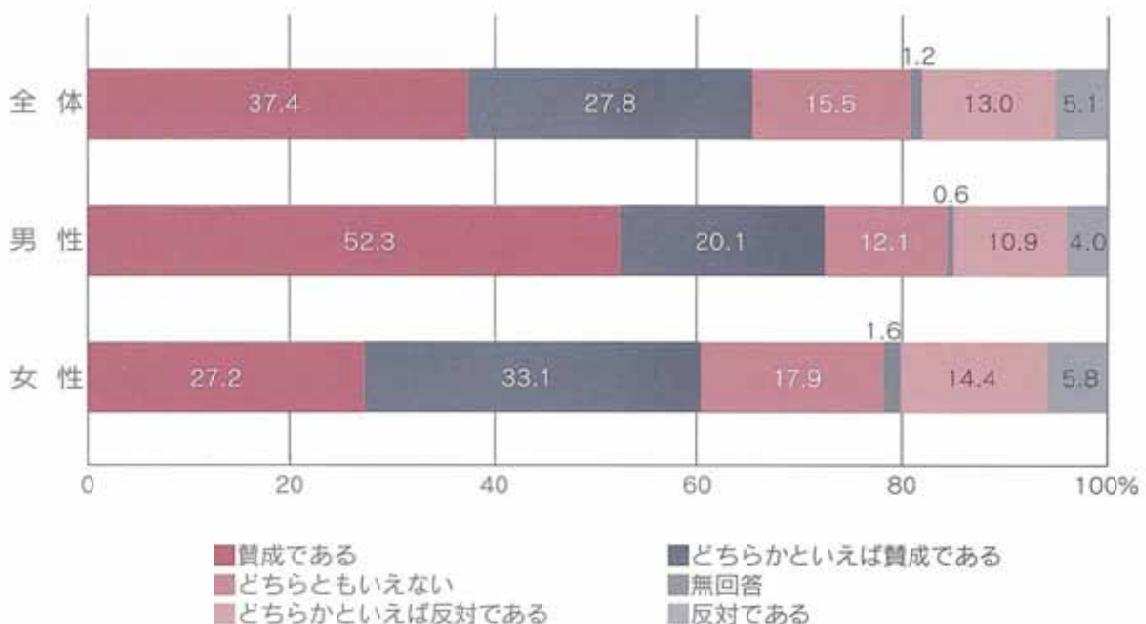
(単位:人、%)

	総数	賛成である	どちらかといえば賛成である	どちらともいえない	どちらかといえば反対である	反対である	不明	賛成意向	反対意向
全 体	431	46.4	26.7	12.5	2.1	1.2	11.1	73.1	3.2
女 性	257	52.5	22.6	12.1	1.2	1.6	10.1	75.1	2.7
男 性	174	37.4	32.8	13.2	3.4	0.6	12.6	70.1	4.0

■妻または母名義の財産があるか (N=431)



■男子は男らしく、女子は女らしくという育て方への賛否（N=431）



平成13年度藤崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

【計画の方向】

家事・育児・介護に男女が共に参画する家庭づくりを推進しよう

性で差別しない、個性を伸ばす家庭教育を実践しよう

家庭内労働を正当に評価し、男女が互いに自立できる財産を確保しよう

【推進の方向】

家庭内で、男女が共に家事・育児・介護などへの参画を実現するために、市で「男女共同参画の日」を制定して男女共同参画社会への関心を高めるとともに、家庭に向けた情報発信や資料提供で意識の啓発を図りましょう。また、地域内にモデル家庭を置き、身近に「思いやりに気づく」きっかけを作りましょう。

基本計画の2

心身の健康づくりに努めよう

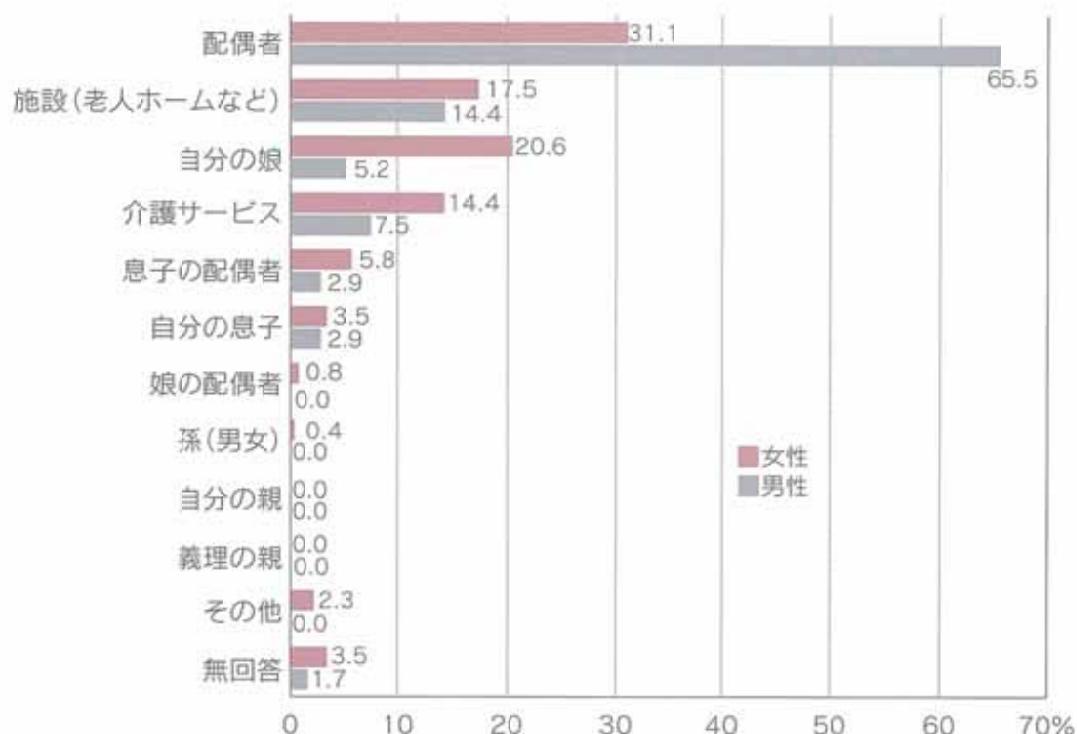
長寿大国日本では、人生80年と言われています。今、私たちは、この世界一長い人生を、心身共に健康でかつ幸せに暮らしていくことを願っています。そのために男女は互いに相手の性を尊重し、家族みんなが積極的に健康づくりや体力づくりのイベントに参加する、健全で健康な家庭生活を築くことが求められています。

■家庭内の不安や悩み事 (N=431)



平成13年度姫崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

■介護が必要になった時、誰に介護してほしいか (N=431)



平成13年度姫崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

【計画の方向】

健全な性教育と性の重要性について、家族で話し合おう

保健や健康に関する家庭内教育を推進しよう

健康や体力づくりのための、スポーツやレクリエーション等に積極的に参加しよう

【推進の方向】

何と言っても家族の健康が大切です。家族みんなが心身の健康づくりに参加できるよう、市や地域でスポーツ大会やレクリエーション活動の計画と開催を行ない、また、家族が普段から健康や保健に関心をもつよう、家庭に対して、学習会の開催や情報の提供を図りましょう。

基本計画の3

育児環境の整備を進めよう

時代は移り変わっても、「子は宝」です。そのために家族は、「母性」としての女性を思いやり、安心して子どもを産み、育てることのできる家庭環境づくりに取り組むことが求められます。また、子どもたちが地域で交流すると、その地域が元気になります。昔のように、子どもたちが家の外で遊び、交流できる機会を確保し、家庭の外に子どもたちを出す意識と行動の改革が求められます。

■男女共同参画社会に関する課題や現象への賛否（全体の得点順）

(単位:点)

	全 体	女 性	男 性
子どもたちが家の外で遊び交流すること	165	168	162
家族がボランティア活動に参加すること	130	133	125
家事を正当な仕事と評価すること	129	137	117
家庭を持つ女性が家庭の外で仕事を持つこと	93	109	70
子どものしつけを厳しくすること	88	85	92
夫が家庭生活面で自立すること	81	90	66
妻が経済的に自立すること	53	59	43
夫婦間で互いの名前を「さん」づけで呼ぶこと	6	18	-12
夫は仕事、妻は家庭という考え方	-41	-56	-19
夫婦別姓	-63	-56	-75
核家族化すること	-72	-59	-91
少子化がすすむこと	-105	-101	-110

平成13年度姫崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から
得点は+200点～-200点：得点が高いほど、賛成意向が強い

【計画の方向】

多世代で育児する家族関係づくりを考えよう

安心して妊娠・出産・子育てのできる家庭環境づくりをしよう

子どもたちが家の外で遊び、交流できる機会を確保しよう

【推進の方向】

少子化に歯止めをかけるため、まずは家庭内で妊娠や出産や子育てに関して話し合い、安心して子どもを産み、育てることのできる体制を整えましょう。また、子どもたちを家庭から外に出して交流させましょう。

基本計画の4

家庭内から暴力をなくそう

心にしろ、身体にしろ、人を傷つけることは犯罪行為です。ここ数年に男女共同参画社会実現のため、色々な法整備が行なわれてきました。しかし、依然として女性や子どもに対する暴力が絶えません。私たちはまず家庭内から暴力をなくすことに、家族が協力して対処する必要があります。

■女性が暴力等を受けた実態（女性）：割合（N=929）

(単位：%)

	自分が受けた	自分も、身近な女性も受けた	身近な女性が受けた	特になし	無回答	自分が受けた（計）	受けた（計）
身体的暴力	5.0	1.8	6.0	72.2	15.0	6.8	12.8
ストーカー行為	3.4	0.6	4.2	75.6	16.1	4.1	8.3
性的いやがらせ	2.9	2.6	3.2	74.5	16.8	5.5	8.7
心理的いやがらせ	8.2	6.7	7.9	62.1	15.2	14.9	22.7
卑猥なことを強要	1.1	0.6	2.3	79.7	16.4	1.7	4.0
いやがることを強要	2.4	1.8	2.8	76.3	16.7	4.2	7.0

平成12年度 山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査から

【計画の方向】

女性に対する暴力をなくそう

【推進の方向】

依然として、家庭内における女性への暴力が絶えません。その多くは夫から妻への暴力です。平成13年度にDV法も成立しましたので、暴力が家庭からなくなるよう、女性は我慢せず、勇気をもって積極的に行動しましょう。



男女平等の職場づくり

基本目標

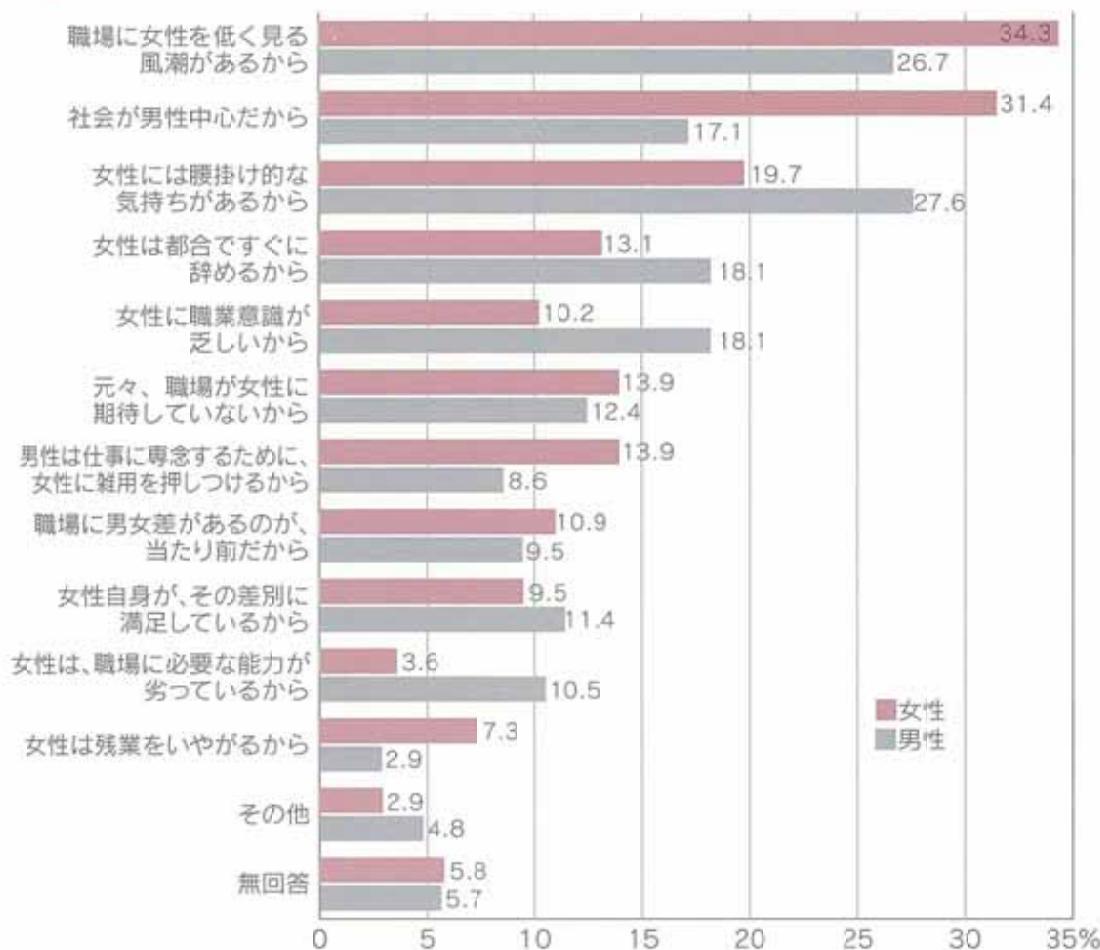
男女が共に生き生きと輝く職場づくりをめざします

基本計画の1

経営や職業に関する能力を高めよう

ますます女性の高学歴化が進み、仕事を持つ女性も増加傾向にあります。しかし、多くの民間企業や行政の職場では、永い間の固定概念で女性の役割分担が決められ、女性が要職につくことや、女性に責任ある仕事を任せることができていない現状にあります。これからは、女性も職業能力向上のための研修会等に積極的に参加し、また、女性自身も責任ある仕事を担おうという意識を持って、男女平等で仕事に取り組むことが求められています。

■職場内で男性が遭遇されている原因と思われること (N=242)



平成13年度姫崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

■職場で女性が能力をつけるべきと思うこと

(単位：%)

	かなり力をつけるべき	もう少し力をつけるべき	どちらともいえない	あまり力をつける必要はない	力をつけた必要はない	無回答	力をつけるべき（計）	力をつけた必要ない（計）
決断する力	34.4	30.6	15.1	1.7	0.6	17.5	65.0	2.4
人間関係の形成力	28.0	33.1	19.8	1.6	0.4	17.2	61.1	2.0
変化に対応する力	26.9	32.3	20.9	1.6	0.6	17.8	59.1	2.2
企画力や開発力	25.1	33.4	21.0	1.4	0.5	18.5	58.6	1.9
リーダーとしてまとめる力	28.5	30.0	20.2	2.8	0.8	17.8	58.5	3.6
理論的な意見を述べる力	27.8	29.6	20.8	2.7	0.9	18.2	57.4	3.6
折衝力や交渉力	23.7	32.1	23.1	1.9	0.8	18.5	55.8	2.6
正確で緻密な仕事をする力	24.1	30.7	23.6	2.8	0.9	17.9	54.8	3.7

平成12年度 山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査から

【計画の方向】

職業能力向上のための機会に女性も積極的に参加しよう

経営や決断の場へ男女共同参画を実現させよう

【推進の方向】

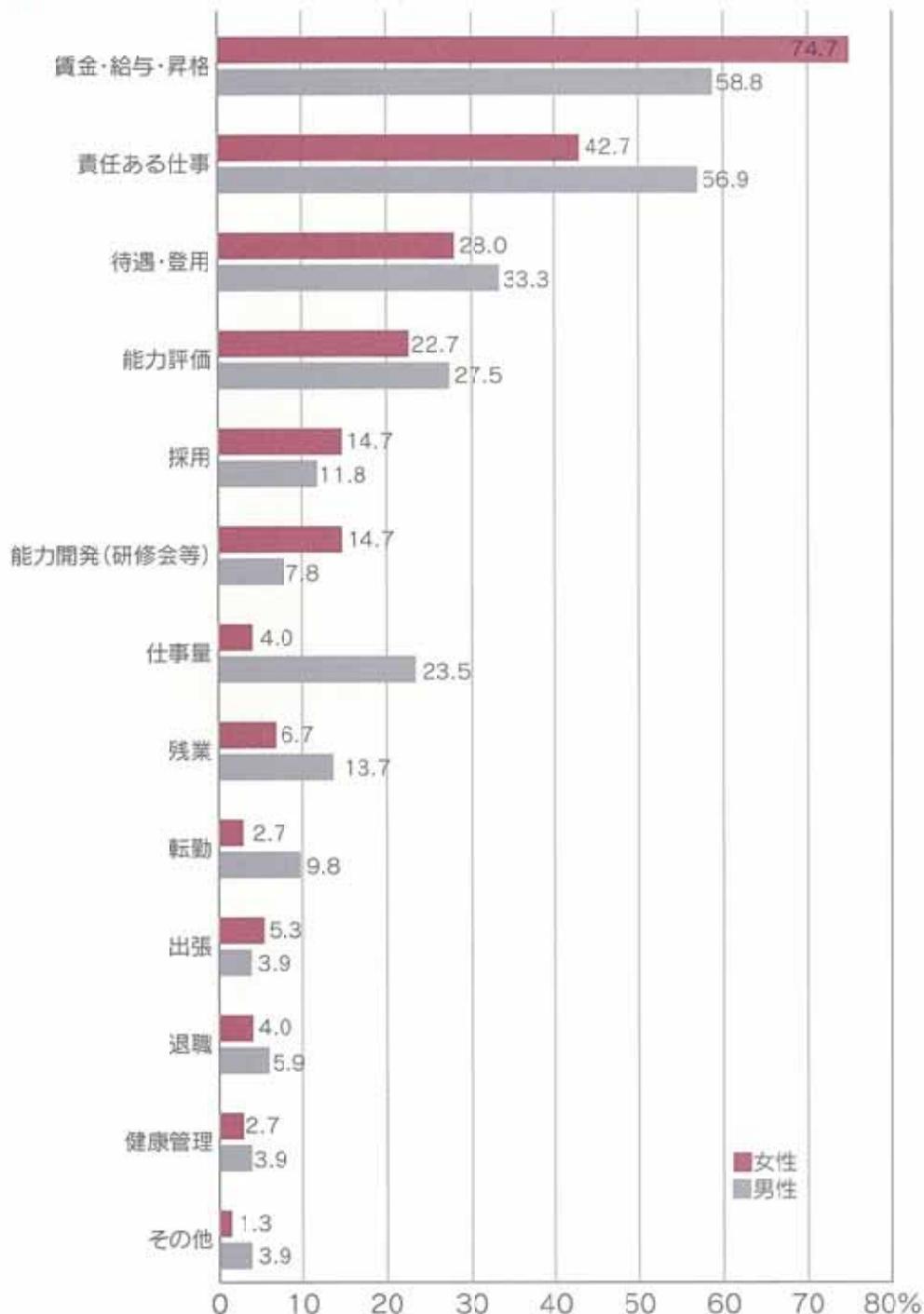
女性の社会進出が進み、社会での貢献度が増している中においても、「女性の職業意識・能力は低い」と評価する人が多くいます。女性自身が更に職業能力を高め、実績を積み、職業人としての能力拡大を図りましょう。また、より責任のあるポストにも参画して能力が発揮できる環境を整えましょう。そのための講習会や講演会を実施しましょう。

基本計画の2

男女が対等なパートナーとして認め合おう

企業のスリム化が進む今、個人の能力を生かした効率のよい仕事と、仕事を担う男女が互いに対等と認め合う職場づくりが求められています。また、社会で働く男女のために、家庭と職場が連携し、家庭では男女が互いに安心して仕事ができるための理解と協力が求められ、職場では健康な家庭や家族を育むための支援や職場環境の整備充実が求められます。

■職場内で男女の不平等を感じている場面 (N=126)



平成13年度蘿崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

■管理職に占める女性の割合の推移



出典：労働省「賃金構造基本調査」

(注) 部長の女性労働者は、次式より算出した。

部長の女性労働者数=部長の全労働者数-部長の男性労働者数

【計画の方向】

性で区別しない、個性や能力を生かせる職場づくりをしよう

男女が、仕事と家庭を両立できる職場体制を整えよう

【推進の方向】

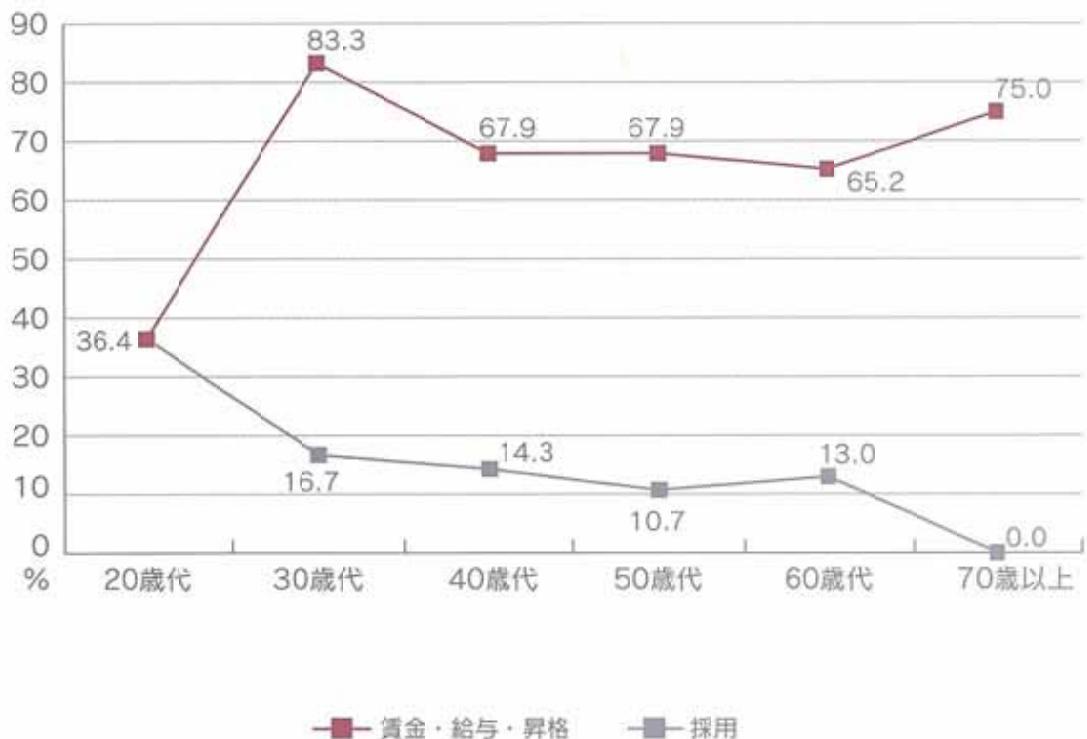
賃金・給与・昇格・責任ある仕事などが男女の性差が理由で決められてはなりません。同じ立場で対等に仕事が出来る環境を整えましょう。家庭は仕事への活力を生み出す場です。勤務時間の遵守など、男女とも家庭も仕事も両立出来る職場づくりをめざしましょう。それらのために、職場内に育児支援の体制を整え、経営者や責任者向けの啓発用パンフレットの作成や研修会を開催しましょう。

基本計画の3

男女共同参画に関する法律を学び、職場内の男女不平等を改善しよう

男女共同参画社会基本法が国会で可決成立した平成11年（1999年）6月の2カ月前、14年ぶりに男女雇用機会均等法が改正されました。今回の改正には、雇用時における男女の不平等を規制することなどが盛り込まれましたが、社会で長引く景気低迷の影響もあり、まだまだ雇用面や職種面などに男女格差がみられます。雇用や職種で不利にならないために、男女平等や男女機会均等に関する法律を学び、職場内の男女不平等を改善することが求められています。

■職場内で不平等がある場面（N=431）



平成13年度姫崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

■産業別所定内給与額

	所定内給与額（単位：千円）	
	女性	男性
産業計	222.4	340.7
鉱業	203.2	307.8
建設業	211.2	342.4
製造業	195.0	331.4
電気・ガス・熱供給・水道業	286.6	416.4
運輸・通信業	232.3	308.5
卸売・小売業、飲食店	217.2	344.1
金融・保険業	241.3	465.5
不動産業	222.1	377.8
サービス業	239.7	350.9

出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成13年)

注)

- (1) 9大産業（鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業）に属する10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所について集計したものである。ただし、産業別集計のうち電気・ガス・熱供給・水道業及び運輸・通信業については、公営事業所を含む集計結果である。
- (2) 平成13年6月分の給与の算定期間中に、実労働時間が18日以上であって、1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上の常用労働者について集計したものである。
- (3) 所定内給与額とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額（基本給、職務手当、精勤手当、通勤手当、家族手当を含む税込みの額）から超過労働給与額を除いたものをいう。

【計画の方向】

雇用面における男女不平等を改善しよう

待遇面における男女不平等を改善しよう

【推進の方向】

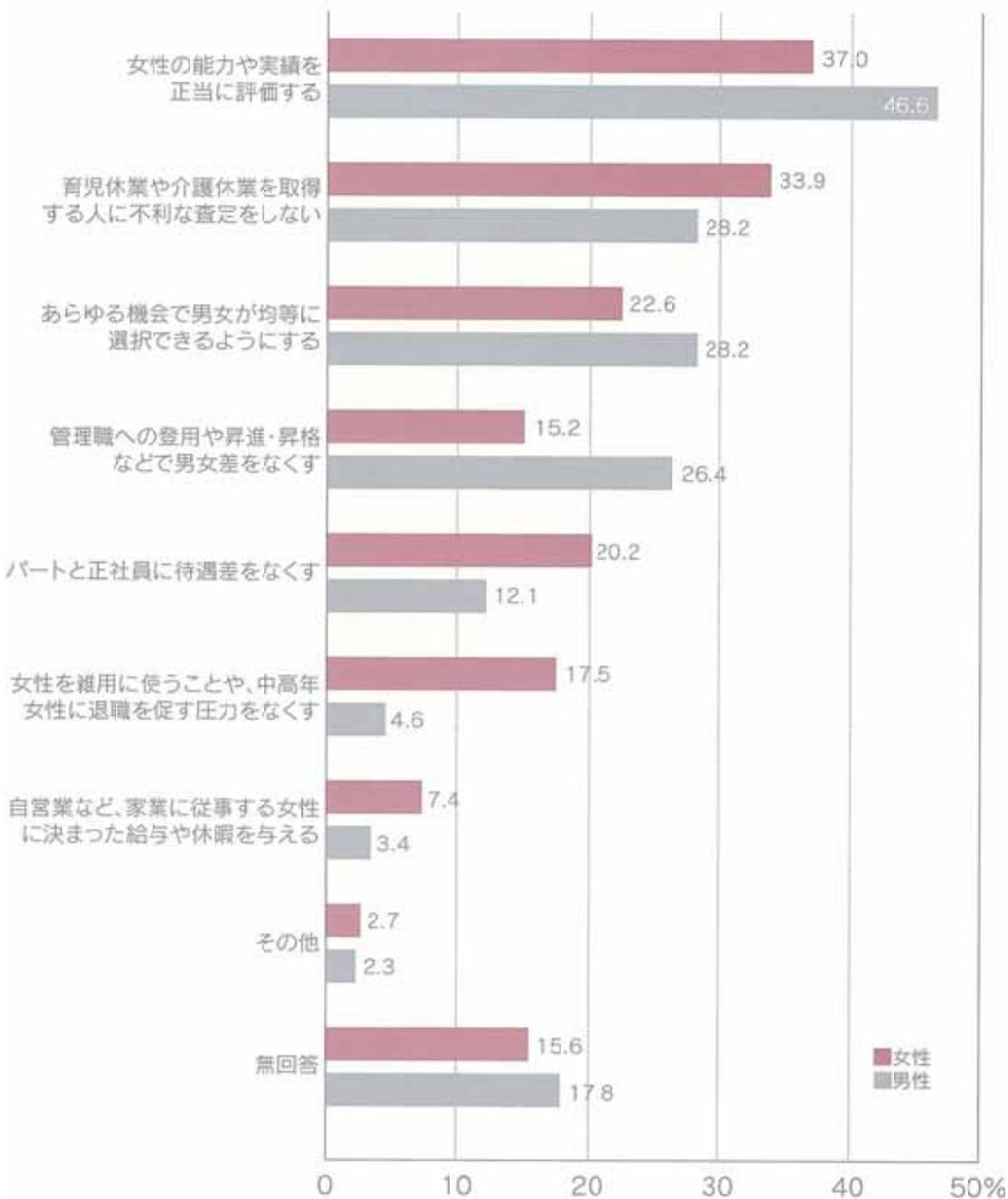
今、私たちが仕事や生活をする上で不利にならないよう、様々な法整備が行われていますが、概して法律というものは分かりにくく、無関心になりがちです。身近にこれらの法律を学ぶ機会をつくり、進んで参加しましょう。

基本計画の4

男女が共同参画できる制度づくりを推進しよう

職場にも家庭にも、「ゆとり」や「健康」や「やりがい」が必要です。言うまでもなく職場と家庭の関係は深く、私達は仕事で得た収入で生活が潤い、家庭から職場に出て労働力を提供し、営業や生産などを行ないます。快適な職場づくりには、快適な家庭を築くための育児休業や介護休業を男女が共に取得しやすい職場環境づくりが求められ、また、農業などの自営業においては、従事する家族が安心して生活できるよう、収入や休暇や健康に関する協定を締結するなど、新たな取り組みが始まっています。

■女性が働きやすい労働環境の整備に優先すべきこと (N=431)



平成13年度藤崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

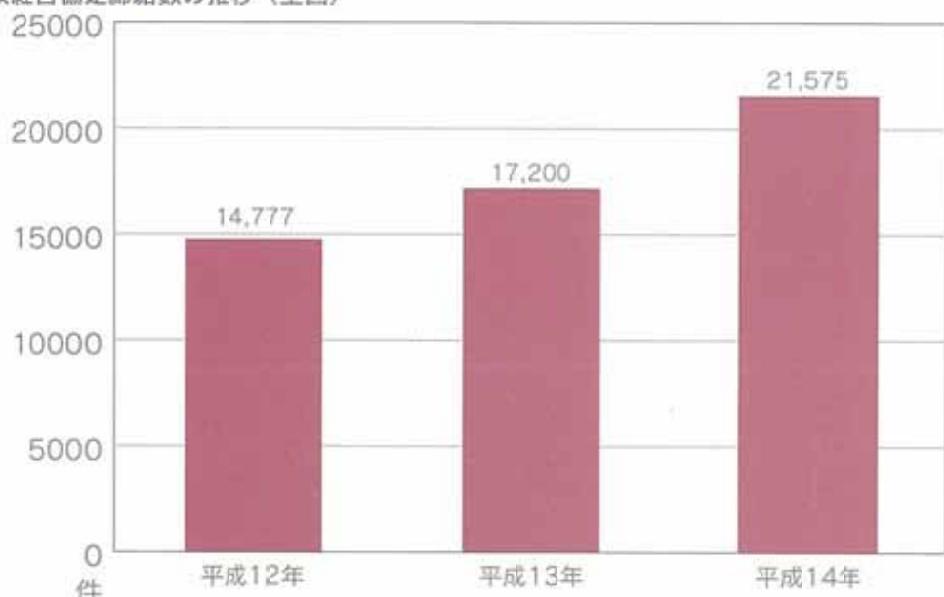
■山梨県家族経営協定締結数の推移

(単位:件)

	～平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
山 梨 県	9	28	76	96
北 巨 摩 郡	1	5	12	12
韮 崎 市	1	2	2	2

出典) 山梨県農業会議より(平成15年2月28日現在)

■家族経営協定締結数の推移(全国)



出典) 都道府県が地域農業改善普及センターを通してまとめたもの

【計画の方向】

育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくろう

農業など自営業における「家族経営協定」を推進しよう

【推進の方向】

育児休業や介護休業について、比較的公務員の取得率は増加しましたが、民間企業ではまだまだ取得できない状況にあります。また取得する場合でもほとんど女性は担っている現状にあります。それらを男女が等しく気がねなく取得出来る雰囲気づくりや、制度の見直しをしましょう。

共に参加する地域づくり

基本目標

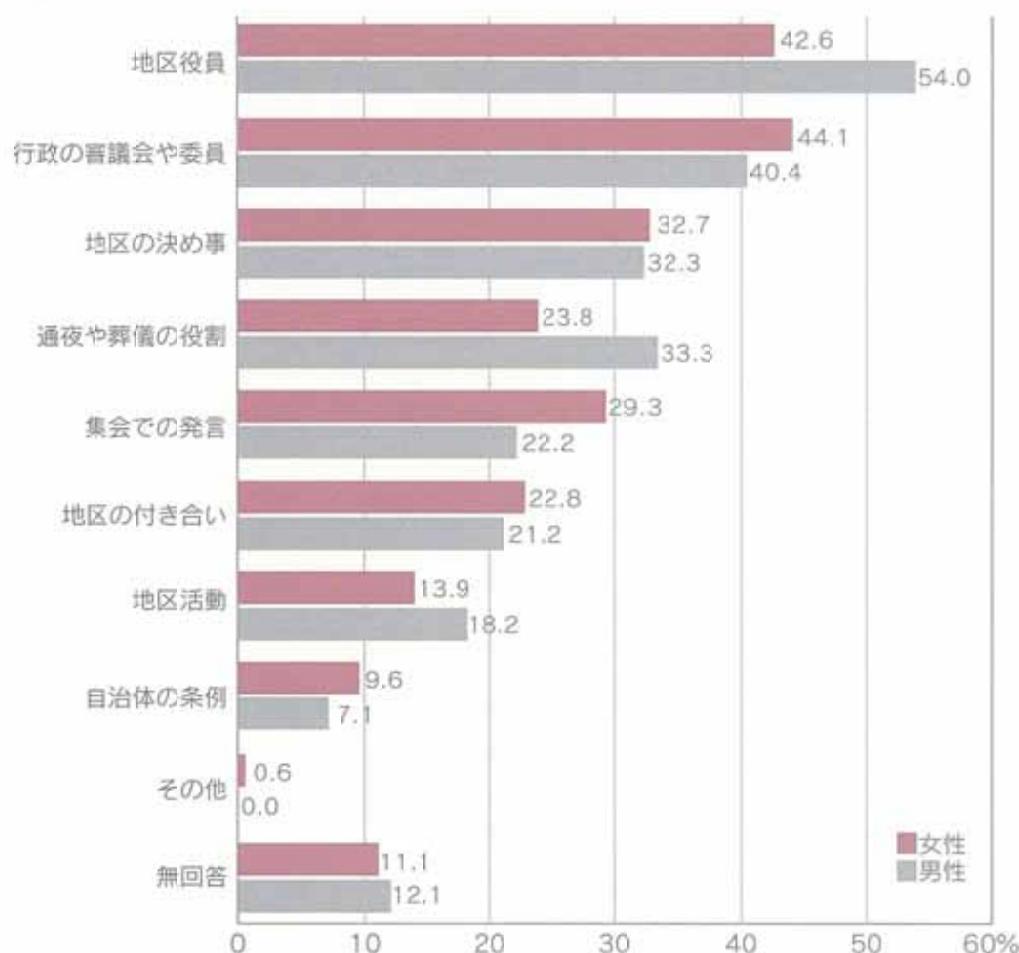
男女が共に力を出し合う地域づくりをめざします

基本計画の1

性で差別のある地域内の慣行や慣習を見直そう

個人や家庭の中に形成された性差別は、長い時間をかけて地域の中にも形成されてきました。それらの性差別を地域住民が「あえて改善する必要はない」とか「それが当たり前だから」と思っていたのでは地域は発展しないでしょう。これから地域づくりは、男女が共に協力し、共に参画し、共に力を出し合うことが求められています。

■不平等感（居住地域内）（N=522）



平成12年度 山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査から

【計画の方向】

性別による固定的役割分担を改善しよう

男女共同・男女平等で参加できる地域活動づくりをしよう

【推進の方向】

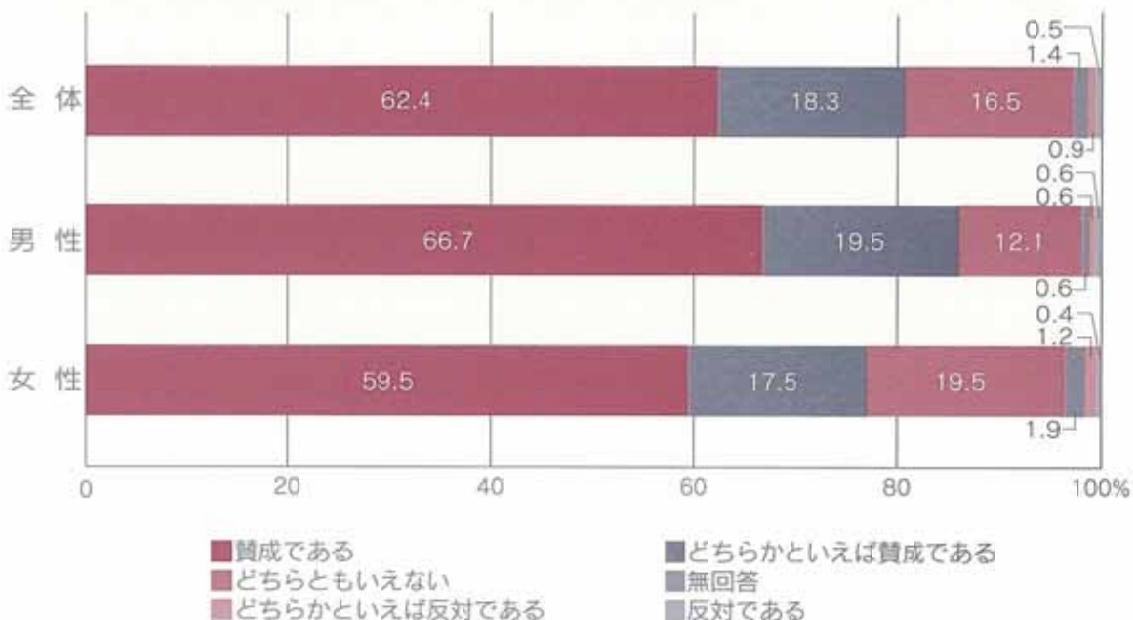
地域の中に形成された性差別の慣習や慣行を「当たり前だから」とか「今までそうであったから」という固定概念で片づけることなく、地域の中で話し合い、気づき、気づかせて、改善するようにしましょう。

基本計画の2

地域内に男女共同参画を推進する人づくりをしよう

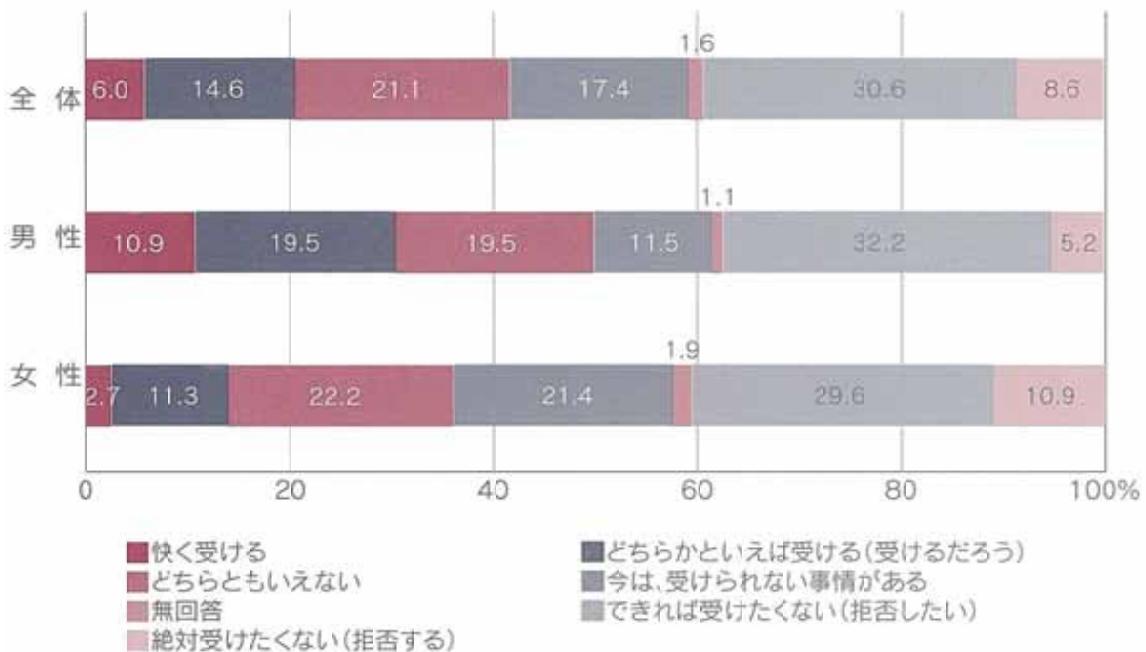
私たちが毎日の生活を営んでいる地域から、男性なので、女性だから、という性別による固定的役割分担をなくし、みんなが快適に暮らせる地域社会の実現に向けて、男女でバランスよく地域の役割を担うとともに、地域に男女共同参画を推進するリーダーを育成する積極的な地域づくりが求められています。

■地区役員や公的役員に女性が選ばれることへの賛否 (N=431)



平成13年度姫崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

■公的役員に選出された場合、受けるか (N=431)



平成13年度亜崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

【計画の方向】

男女共同参画を推進する地域リーダーを育成しよう
地区役員を男女でバランスのとれた構成にしよう

【推進の方向】

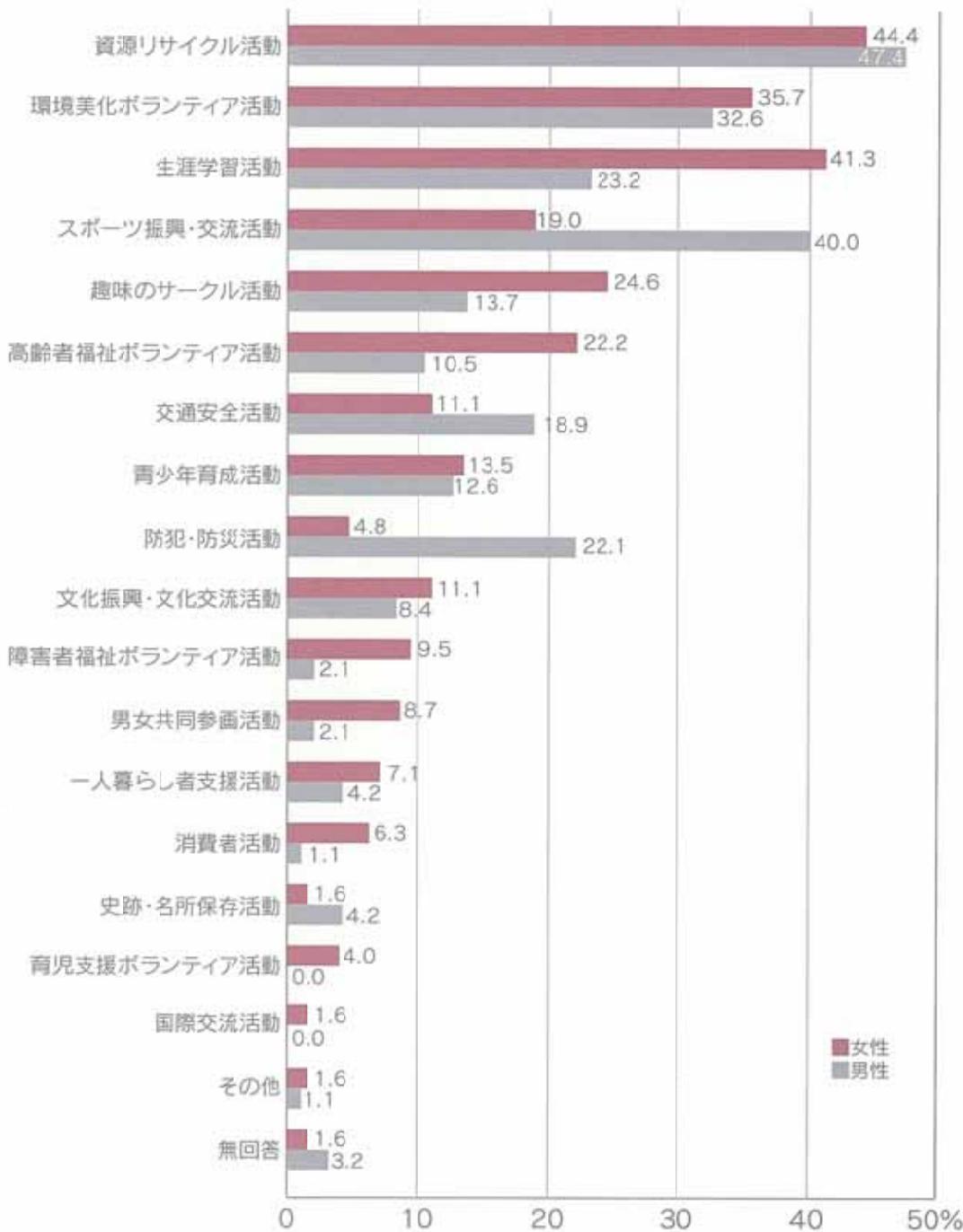
地域内の男女共同参画社会づくりでは、各地区に役員とする地区推進リーダーを置き、推進委員会と地区推進リーダーが連携した活動を継続的に行うことが望まれ、地区推進リーダーなどの地区役員は男女でバランスよく担いましょう。

基本計画の3

社会教育の場で、男女共同参画に関する学習の機会を増やそう

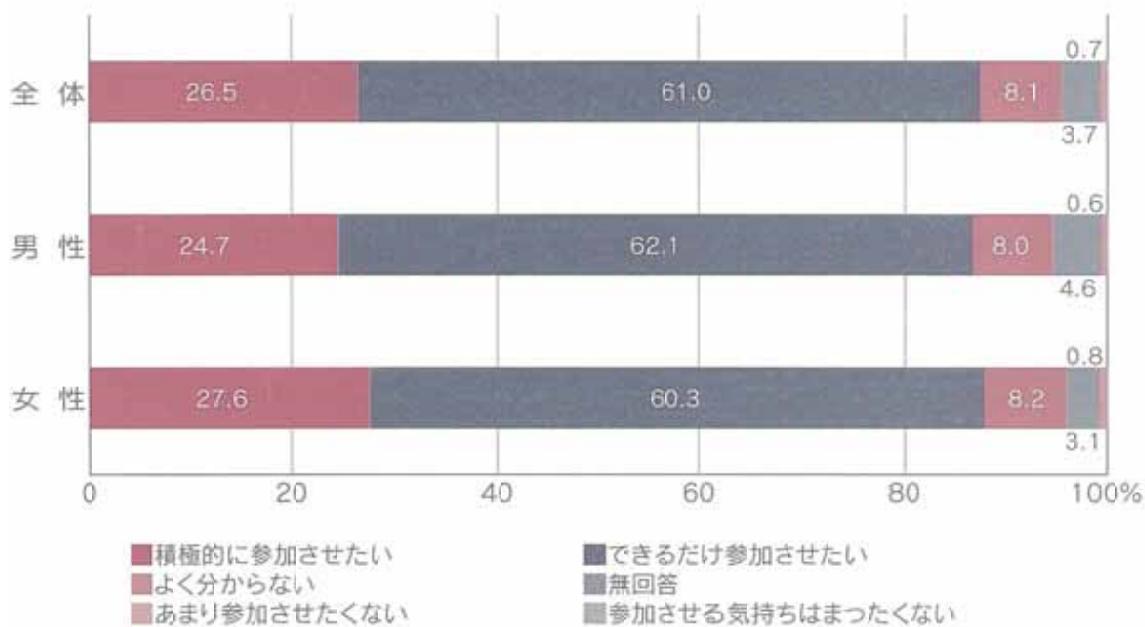
知識がないと知恵は出ません。知識は学校の勉強でも学びますが、生きた知識は家族や地域社会や職場などから学びます。地域の歴史や文化や高齢者などは知識の宝庫です。また、このところ核家族化が進み、地域でのコミュニケーションも少なくなりました。もっと地域で交流し、学び、遊びましょう。

■どんな地域活動に参加しているか (N=221)



平成13年度藤崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

■子どもがボランティア活動や地域活動に参加することについて（N=431）



平成13年度姫崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

【計画の方向】

男女共同参画について地域で学ぶ機会を確保しよう

地域の歴史や伝統文化を学び、伝承しよう

世代間交流の場を確保しよう

【推進の方向】

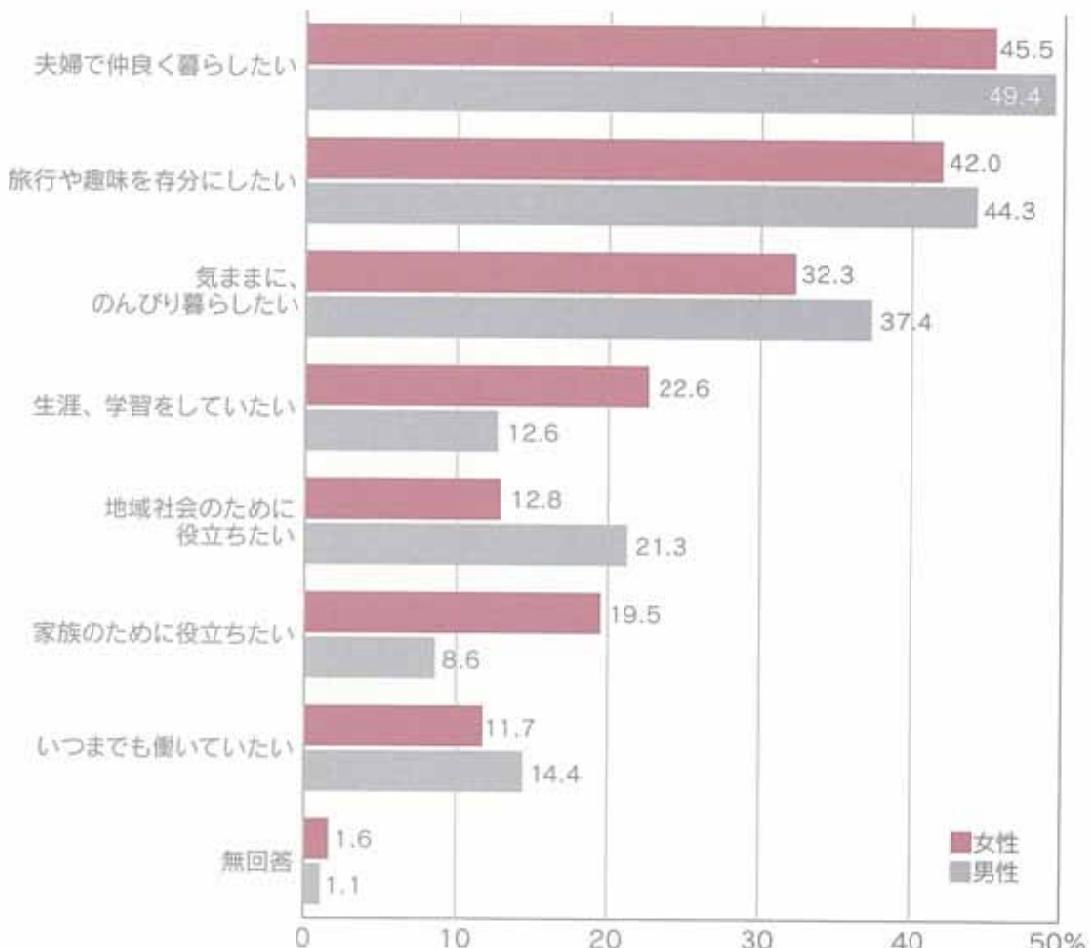
男女共同参画社会づくりへの推進活動は、家庭や職場や地域など、私たちの生活ゾーンの中に形成された性差別をテーマとして一つ一つ解決・改善していくのですが、職場ゾーンや家庭ゾーンにはプライバシーがあり、テーマを共有化しにくい状況にあります。しかし、地域ゾーンではテーマを共有化できることに着眼し、交流と社会貢献が推進活動の基幹となるよう考えましょう。

基本計画の4

助け合いと支え合いのある地域づくりをしよう

地域に子どもたちがいないと元気ありません。また、地域に高齢者がいないと温かさがありません。
思い間、地域を支えてくれた高齢者を敬い、高齢者がこれからも生きがいをもって暮らせるよう、地域ぐるみで支えていくことが求められます。

■老後をどのように暮らしたいか (N=431)



平成13年度蘆崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査から

【計画の方向】

生きがいづくりを支援しよう

安心づくりの支援をしよう

【推進の方向】

地域を支え、発展させてきた高齢者が、生きがいをもち、安心して暮らせるよう、
地域ぐるみで暖かく支援しましょう。また、次代に受け継ぐ子どもたちが、地域内で
元気に遊び、交流する場づくり、夢づくりをしましょう。



4

明るい社会づくり

基本目標

男女が共に生き生き暮らす社会づくりをめざします

基本計画の1

性差別のない学校教育を推進しよう

依然として少子化が進んでいますが、夫婦にとっても、地域にとっても、我が国にとっても、子どもは宝です。次世代を担う子どもたちが、「生」を尊び、「性」を思いやり、他人を尊重する人に育つ教育が求められています。

■男女混合名簿調査校数

(単位:校)

	東山梨	東八代	西八代	南巨摩	中巨摩	北巨摩	南都留	北都留	甲府	合計
小学校	26	15	11	20	32	22	29	26	26	207
中学校	9	6	7	9	14	12	16	15	10	98
高等学校										0
障害児学級										0
幼稚園										0
合計	35	21	18	29	46	34	45	41	36	305

山梨県教職員組合調べ(平成14年10月現在)

■男女混合の実施状況

(単位:校、%)

	東山梨	東八代	西八代	南巨摩	中巨摩	北巨摩	南都留	北都留	甲府	合計	%
小学校	全校で実施	24	14	11	19	19	11	13	20	4	135
	学年で実施	0	1	0	0	0	1	2	1	0	5
	個人で実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	実施していない	2	0	0	1	13	10	14	5	22	67
	回答無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	小計	26	15	11	20	32	22	29	26	26	207
中学校	全校で実施	1	1	1	6	2	5	1	3	0	20
	学年で実施	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1.02
	個人で実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	実施していない	8	5	6	3	11	7	15	12	10	77
	回答無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	小計	9	6	7	9	14	12	16	15	10	98
合計		35	21	18	29	46	34	45	41	36	305
200.00											

山梨県教職員組合調べ(平成14年10月現在)

【計画の方向】

性差別のない教育環境づくりをしよう

職種や仕事内容で男女差がないことを学ぶ教育を実践しよう

かけがえのない命を尊ぶ人づくりを強化しよう

成長に応じた性教育を推進しよう

【推進の方向】

人はすべて平等であり、人を差別してはならないことを「当たり前」と思う人づくりの教育が望まれます。「差」を認め、「差別」を認めない意識の醸成をしましょう。

基本計画の2

行政の支援で男女共同参画を実現しよう

男女共同参画社会の実現には、住民が主体となって推進していくことを基本としますが、ある面では行政（市役所）が強く住民を後方支援し、また、ある面では行政が主体的に実施する事業や条例化などがあります。いずれにせよ、住民と行政が協働した取り組みが望まれます。

■市町村における議員及び行政委員・審議会委員等登用状況

市町村議員	農業委員	行政委員										委員・相談員										審議会委員等	
		議員内女%	委員内女%	教育内女%	選舉内女%	公平内女%	監査内女%	固定内女%	計	%	委員内女%	委員内女%	議員内女%	監査内女%	子内女%	相談員内女%	計	%	委員内女%				
甲府市	34 412% 25 1 4% 5 1 4 1 3 1 3 1 3 1 18 528% 19 5 123 223 17 4 54 54 55 16 368 302 82% 461 81 18%																						
富士吉田市	24 2 8% 25 0 0% 5 1 4 0 3 1 3 0 9 0 24 2 8% 9 2 90 33 6 0 15 15 24 9 144 5639% 130 12 9%																						
塩山市	20 0 0% 27 0 0% 5 1 4 0 2 0 2 0 3 0 18 1 6% 15 4 82 43 4 1 12 12 17 4 130 6953% 174 22 13%																						
都留市	22 1 5% 24 0 0% 5 1 4 0 3 0 3 0 3 0 18 1 6% 15 5 82 43 3 0 9 9 16 5 125 6250% 240 38 15%																						
山梨市	19 316% 27 0 0% 5 1 4 0 3 1 2 0 3 0 17 212% 11 3 85 43 4 1 8 8 0 0 108 5248% 250 30 12%																						
大月市	22 1 5% 22 2 9% 5 0 4 0 3 0 2 0 3 0 17 0 0% 18 2 121 79 3 0 14 14 30 10 186 105 56% 380 36 10%																						
韮崎市	22 2 9% 30 1 3% 5 1 4 1 3 0 2 0 3 1 17 318% 15 4 101 54 4 2 13 13 21 10 154 8354% 279 46 15%																						
双葉町	15 1 6% 19 211% 5 1 4 0 3 0 2 0 3 0 17 1 6% 11 3 33 23 1 0 3 3 11 3 59 2948% 115 22 19%																						
明野村	14 1 7% 22 0 0% 5 0 4 0 3 0 2 0 3 0 17 0 0% 15 3 19 11 1 1 2 2 7 3 44 2045% 185 34 18%																						
須玉町	17 0 0% 22 1 5% 5 1 4 0 3 0 2 0 3 0 17 1 6% 16 8 41 21 2 1 5 5 12 6 76 4154% 92 13 14%																						
高根町	15 1 6% 19 0 0% 5 1 4 1 3 0 2 0 3 0 17 212% 10 4 27 14 2 1 3 3 10 5 52 2752% 168 36 21%																						
長坂町	13 0 0% 22 0 0% 4 2 4 0 3 1 2 0 3 1 16 425% 18 7 31 21 1 1 3 3 12 3 65 3554% 79 16 20%																						
大泉村	12 0 0% 20 420% 5 0 4 0 3 0 2 0 3 0 17 0 0% 15 8 13 3 1 0 2 2 10 3 41 2254% 15 0 0%																						
小淵沢町	15 1 6% 19 316% 5 2 4 1 3 2 2 0 3 0 17 529% 15 7 25 10 1 1 3 3 8 3 52 2446% 172 35 20%																						
白州町	14 0 0% 17 0 0% 5 1 4 0 3 1 2 0 3 0 17 212% 12 3 16 12 1 1 3 3 6 3 38 2258% 36 719%																						
武川村	12 1 8% 16 213% 5 2 4 0 3 0 2 0 3 0 17 212% 15 5 13 10 1 0 2 2 10 3 41 2049% 12 1 8%																						
合 計	293 18 6% 356 16 4% 79 16 64 4 47 7 35 1 54 3279 31 11% 229 73 102645 52 14 151 151249 86 683 959 582788429 15%																						

山梨県男女共同参画西課調べ 平成14年4月現在 農業委員を除く

【計画の方向】

人材育成への支援を強化しよう

各種審議会等の公的役割を、男女で共に担おう

育児や介護のための施設や支援体制を確立しよう

【推進の方向】

男女共同参画社会づくりは「住民主体で行なうもの」と言うものの、行政の全面的な支援がなければ、改善は遅々として進まないでしょう。そのため、行政も審議会や委員会などの公的役員を男女でバランスよく担えるようにしましょう。

基本計画の3

人にやさしい社会づくりをしよう

近年、女性や子どもに対する暴力は大きな社会問題として取り上げられるようになりました。特に、家庭内での夫から妻への暴力については、これまで被害者の救済が十分でないため、これからは、女性の人権を守るリプロダクティブ・ヘルス／ライツの浸透を図るとともに、男性は産む性である女性を尊重し、女性への心理的・肉体的暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）をなくすための意識と行動の改革が求められます。

■2000年末におけるHIV感染者及びAIDS患者の国籍別、性別、感染経路別累計

厚生労働省エイズ動向委員会より

診断区分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV	異性間の性的接觸	757	280	1037	170	569	739	927	849	1776
	同性間の性的接觸（男）*1	1016	0	1016	111	0	111	1127	0	1127
	静注薬物濫用	7	0	7	15	1	16	22	1	23
	母子感染	10	7	17	2	6	8	12	13	25
	その他*2	31	21	52	13	9	22	44	30	74
	不明	232	29	261	187	432	619	419	461	880
	小計	2053	337	2390	498	1017	1515	2551	1354	3905
	凝固因子製剤*3	1415	17	1432	—	—	—	1415	17	1432
	HIV合計	3468	354	3822	498	1017	1515	3966	1371	5337
AIDS*4	異性間の性的接觸	608	68	676	125	85	210	733	153	886
	同性間の性的接觸（男）*1	388	0	388	48	0	48	436	0	436
	静注薬物濫用	5	0	5	10	0	10	15	0	15
	母子感染	8	3	11	1	2	3	9	5	14
	その他*2	21	8	29	8	7	15	29	15	44
	不明	271	27	298	150	70	220	421	97	518
	小計	1301	106	1407	342	164	506	1643	270	1913
	凝固因子製剤*3	634	8	642	—	—	—	634	8	642
	AIDS合計	1935	114	2049	342	164	506	2277	278	2555

* 1：両性間性的接觸を含む。

* 2：輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

* 3：凝固因子製剤による感染者数は、1998年5月末現在における「HIV感染者発症予防・治療に関する研究班」からの最終報告数である。

* 4：1999年4月1日以降は病変AIDS報告を含ます。

【計画の方向】

女性に対する暴力の根絶を図ろう

産む性である女性を尊重しよう

家族計画や避妊法に関する学習を実践しよう

【推進の方向】

弱者への暴力は犯罪です。その卑劣な行為はもとより、人類を持続させるための大切な産む性をもつ女性を守り、大切にする心を育てましょう。

基本計画の4

国際交流を推進しよう

男女共同参画社会の実現は国際テーマであり、国連では、「女性の社会的地位向上」と「性差別の撤廃」を最重点に位置づけています。それぞれの国には、それぞれの文化と歴史があります。それらをよく学び、様々な国の人たちと交流することで、国を超えての男女共同参画に協力できます。

■主な国際交流事業

	日 程	内 容
1	毎年7月中旬～8月上旬	姉妹都市フェアフィールド市の高校生が、本市の家庭にホームステイする中で、日本の生活を体験し、姉妹都市両市民の交流を図る。 ※来菲人員 5名～7名
2	毎年12月中旬～1月上旬	姉妹都市フェアフィールド市でのホームステイを通して、文化交流を図り、相互理解を深め、自己の成長発展に資する。 ※派遣人員 5名～7名
3	平成11年10月8日～ 平成11年10月15日	本市と佳木斯市の友好都市締結15周年を記念して、姫崎市市制施行45周年記念式典に合わせて招致し、両市の友好交流の推進を図る。 ※来菲人員 5名
4	平成12年7月3日～平成12年7月8日	友好都市を締結してから15年が経過し、佳木斯市長より正式な招待を受け、訪中団を派遣し、両市の市民の相互親善を深め交流を推進する。 ※派遣人員 18名
5	平成13年5月17日～ 平成13年5月23日	姉妹都市締結30周年を迎えるため、フェアフィールド市へ親善使節団を派遣し、両市民の相互親善を深め、交流・相互理解を推進する。 ※派遣人員 28名
6	平成13年10月5日～ 平成13年10月8日	姉妹都市締結30周年を記念し、フェアフィールド市より親善使節団が来姫し、両市の友好関係を深め、両市民の交流を図る。 ※来菲人員 14名
7	平成14年2月4日	青森で開催の会議に佳木斯市代表が来日したため、友好都市である姫崎市にも1日訪問、両市の友好を深める。 ※来菲人員 4名
8	平成13年度～	<公民館活動> 公民館活動において、子どもと地域内の外国人との交流を図り、異文化について理解を深める。
9	平成13年度～	<子ども外国語学習> 国際化時代に対応できる人材の育成のため、小学校3年生から6年生を対象に、外国語会話能力の向上と国際理解の推進を図る。 年11回、6コース（1コース20人）

資料：姫崎市

【計画の方向】

国際的な男女共同参画社会づくりに貢献しよう

国際感覚を身につける学習の場を確保しよう

国際交流の機会を増やそう

【推進の方向】

私たちの周囲には、多くの外国人が暮らしています。家を重んじる日本人は、グローバルな感覚や行動に弱く、積極的に国際交流の場に出ていくことを苦手としています。男女共同参画社会は国際テーマです。広い視点で取り組みましょう。

第5章 関連資料

- 5-1 茅崎市男女共同参画に関する市民アンケート調査票
- 5-2 男女共同参画社会基本法
- 5-3 世界と国の動き
- 5-4 茅崎市男女共同参画プラン意識調査検討委員会名簿と実績
- 5-5 茅崎市男女共同参画プラン策定委員会名簿と実績

5－1 菩崎市男女共同参画社会に関する市民アンケート調査票

「男女共同参画社会」に関する市民アンケート調査票をお届けさせていただきます。この調査は、本市における男女共同参画社会の実現に向けて市民の皆さまからご意見やお考えをお聞きし、本市の第二次男女共同参画プランに生かすのが目的です。

お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願ひします。

ご記入にあたってのお願い

- この調査は、菩崎市内にお住まいの20歳以上の個人を対象としています。あなた様ご自身での記入をお願いします。
- あなた様にお願いするのは、市役所の住民基本台帳から無作為に選んだもので、あなた様のプライバシーは厳守いたします。
- 記入は黒の鉛筆またはボールペンでお願いします。
- 記入の仕方ですが、回答項目が用意されている質問では、あてはまる回答についている太字の数字（1, 2など）を○で囲んでください。また、「その他（　　）」にあてはまる場合は、ご面倒でも○のほかにその内容を（　　）内にご記入ください。
- 一部の方だけにお答えいただく質問の場合は、質問文中に下線が引いてあります。また、回答していただいた関連質問については、質問番号に枝番をつけ、質問間を矢印（→）で示しております。
- （○は1つ）という質問では、○は1つにしぼってください。
- （○は2つまで）の場合では、その指示に従ってください。
- 調査票の内容や記入方法等について不明の点や質問等がありましたなら、お手数ですが下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【担当】 菩崎市教育委員会 生涯学習推進室 青少年女性担当

武川 春子 電話 0551-22-1111 (内線222)

平成13年11月 菩崎市教育委員会

菩崎市男女共同参画プラン検討委員会

- ① 調査票は、**12月12日(水曜日)**までにご記入ください。

ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、期日までに郵便ポストに投函していただきますよう、ご協力を願いします。

まず、あなた自身についておたずねします
 このページの質問は、統計としてまとめるために必要な項目です。
 ぜひお答えいただくよう、お願いします。(それぞれ○は1つだけ)

性 別	1. 女性 (60.0) 2. 男性 (40.0)
年 齢	1. 20歳～29歳 (7.3) 2. 30歳～39歳 (13.7) 3. 40歳～49歳 (18.0) 4. 50歳～59歳 (21.3) 5. 60歳～69歳 (20.1) 6. 70歳以上 (19.6)
職 業	1. 自営業（農林水産業）(9.8) 2. 自営業（商工サービス業）(6.5) 3. 自由業（開業医・弁護士・著述業・教授師匠・芸術家など）(1.4) 4. 会社、商店、工場等の勤め人 (24.0) 5. 官公庁、公共企業体の勤め人 (9.1) 6. 学 生 (1.0) 7. 主 婦（パートを含む）(23.0) 8. 無 職 (21.1) 9. その他 (4.1)
姪崎市での 居住年数	1. 1年未満 (2.1) 2. 1年～5年未満 (5.9) 3. 5年～10年未満 (12.1) 4. 10年～20年未満 (9.2) 5. 20年以上 (70.7)
既婚・未婚	1. 未婚者（両親と同居）(5.4) 2. 未婚者（左記の1以外）(4.2) 3. 既婚者（配偶者と同居）(78.7) 4. 既婚者（左記の3以外）(11.7)
未成人(20歳 未満)の子ど もの有無	1. いる (36.2) 2. いない (63.8)

【男女共同参画社会について】

問1 あなたは、垂崎市が平成9年度に策定した「垂崎市女性プラン」をご存知ですか。次の中から選んでください。(○は1つだけ)

1. プランの名前も内容も、よく知っている (11.8)
2. プランの名前は忘れていたが、内容は知っている (2.1)
3. プランまたはダイジェスト版を見たことはあるが、内容は知らない (6.7)
4. プランの名前だけは聞いたことがあるが、内容は知らない (29.7)
5. プランの名前も内容も知らない (45.9)

問2 あなたが思う男女共同参画社会とは、どんな社会だと思いますか。次の中から最もあなたの考えに近い社会を選んでください。(○は3つまで)

1. 女性が社会的に自立している社会 (13.5)
2. 男性が家庭的に自立している社会 (3.0)
3. 地域活動やまちづくりに男女が共に参加している社会 (40.6)
4. 男女の人権が互いに尊重された社会 (49.9)
5. 育児や介護で女性が仕事を辞めなくてもよい社会 (20.0)
6. 女性の高学歴化と社会進出が進んだ社会 (1.4)
7. 男女雇用機会均等が実現された社会 (20.4)
8. 男女とも、互いの役割分担を納得して生きる社会 (33.6)
9. 政策等の立案及び決定の場に男女が共同で参画する社会 (22.7)
10. 男性優位の社会から本当の男女平等が確立された社会 (18.3)
11. 家庭生活において男女平等・男女共同が確立された社会 (15.1)
12. 男性の女性に対する暴力や性的いやがらせ(セクシャル・ハラスメント)のない社会 (7.2)
13. 国際協力により世界から男女差別が廃絶した社会 (5.3)
14. 社会における制度や慣行で性差別がなくなった社会 (17.4)
15. その他 (1.6)

問3 あなたは、老後をどのように暮したいと思っていますか。次の中から選んでください。(○は2つまで)

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 気ままに、のんびり暮したい (34.3) | 2. 地域社会のために役立ちたい (16.2) |
| 3. いつまでも働いていたい (12.8) | 4. 旅行や趣味を存分にしたい (42.9) |
| 5. 家族のために役立ちたい (15.1) | 6. 生涯、学習をしてみたい (18.6) |
| 7. 夫婦で仲良く暮したい (47.1) | 8. その他 (1.4) |

【生活満足度について】

問4 あなたは、韮崎市の暮らしの中で、下記の項目についてどの程度満足していますか。

それぞれについて「1. 満足している」から「5. 不満である」の中から選んでください。

(○はそれぞれ1つ)

得点は+200点～-200点
得点が高いほど、満足度が高い

	1	2	3	4	5
満足している	どちらともいえない	どちらかといえば不満である	不満である		
(1) 市内で学習する機会について		4点			
(2) 市役所が実施する検診や健康相談について		63点			
(3) 市内の公園・広場・遊び場などについて		-53点			
(4) 市内や居住地区内の情報について		15点			
(5) 市内の幼稚園・保育所の施設について		32点			
(6) 市内の小中学校の教育について		27点			
(7) 居住地区内の防火や防犯体制について		23点			
(8) 居住地区内の青少年育成について		-6点			
(9) 居住地区内の交流について		24点			
(10) 居住地区内の環境問題に対する取り組みについて		-3点			
(11) あなたの家庭の所得について		-6点			
(12) あなたの家の家庭教育について		48点			
(13) あなたの家庭生活全般について		59点			

【韮崎市のイメージについて】

問5 あなたは現在、韮崎市にどのようなイメージをお持ちですか。

次の中から選んでください。(○はいくつでも)

- | | | |
|---------------|----------------|---------------|
| 1. 自然 (71.2) | 2. 個性 (4.2) | 3. 都会 (0.5) |
| 4. 文化 (15.5) | 5. やすらぎ (22.5) | 6. 快適 (10.7) |
| 7. 伝統 (17.2) | 8. にぎやか (1.4) | 9. 閑静 (28.5) |
| 10. 健康 (17.6) | 11. 田園 (44.3) | 12. 安心 (22.0) |
| 13. 調和 (3.5) | 14. 元気 (6.0) | 15. 安全 (16.9) |
| 16. その他 (4.4) | | |

家庭に関する質問

問6 あなたは、「男子は男らしく、女子は女らしく」という育て方に賛成ですか、それとも反対ですか。次の中から選んでください。(○は1つだけ)

- 1. 賛成である (37.4)
- 2. どちらかといえば賛成である (27.8)
- 3. どちらともいえない (15.5)
- 4. どちらかといえば反対である (13.0)
- 5. 反対である (5.1)

→ 問6-1 問6で、「4. どちらかといえば反対である」または、「5. 反対である」と回答された方にお聞きします。 反対の理由は何ですか。次の中から選んでください。(○は2つまで)

N = 78

- 1. 親や親戚・知人がそう教えてくれたから (0.0)
- 2. 性別で育て方を変える必要はないと思っているから (89.7)
- 3. 今の大社会では性差がないから (14.1)
- 4. 自分もそう育てられたから (6.4)
- 5. 男女共同参画を学習してそう思ったから (11.5)
- 6. 周囲にそういう考え方の人が多いから (2.6)
- 7. 何となくそう思うから (6.4)
- 8. それが普通だと思うから (37.9)
- 9. その他 (9.0)

→ 問6-2 問6で、「1. 賛成である」または「2. どちらかといえば賛成である」と回答された方にお聞きします。 賛成の理由は何ですか。次の中から選んでください。(○は2つまで)

N = 281

- 1. 親や親戚・知人がそう教えてくれたから (6.8)
- 2. 男女で育て方や生き方が違うと思うから (65.5)
- 3. 社会にはまだそういう風潮があるから (7.1)
- 4. 自分もそう育てられたから (16.4)
- 5. 周囲にそういう考え方の人が多いから (4.6)
- 6. 何となくそう思うから (10.3)
- 7. それが普通だと思うから (53.4)
- 8. その他 (9.3)

問7 あなたは、次にある家庭内のことがらや考えに賛成ですか、それとも反対ですか。
それぞれについて「1. 賛成である」から「5. 反対である」の中から選んでください。
(○はそれぞれ1つ)

得点は+200点～−200点
得点が高いほど、賛成意向が強い

1	2	3	4	5	反対である
賛成である	どちらかといえないとともいえない	どちらかといえば賛成である	どちらかといえないとともいえない	どちらかといえないとともいえない	どちらかといえないとともいえない

(1) 夫は仕事、妻は家庭という考え方	−41点
(2) 夫が家庭生活面で自立すること	81点
(3) 妻が経済的に自立すること	53点
(4) 核家族化すること	−72点
(5) 少子化がすすむこと	−105点
(6) 子どもたちが家の外で遊び交流すること	165点
(7) 家族がボランティア活動に参加すること	135点
(8) 家事を正当な仕事と評価すること	129点
(9) 夫婦別姓	−63点
(10) 家庭を持つ女性が家庭の外で仕事を持つこと	93点
(11) 夫婦間で互いの名前を「さん」づけで呼ぶこと	6点
(12) 子どものしつけを厳しくすること	88点

問8 あなたに今、家庭生活の中で不安や悩み事がありましたら、次のなかから選んでください。
(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 育児 (3.9) | 2. 教育・しつけ (17.4) |
| 3. 結婚 (5.8) | 4. 定住問題 (4.9) |
| 5. 離婚 (0.2) | 6. 嫁・姑の問題 (10.2) |
| 7. 家族の健康 (40.6) | 8. 自分の健康 (43.4) |
| 9. 住宅 (9.7) | 10. 老後 (49.9) |
| 11. 勉強する時間がない (3.7) | 12. 介護 (24.8) |
| 13. 居住地区の生活環境 (13.9) | 14. 近隣や職場の人間関係 (10.7) |
| 15. 夫婦の問題 (3.0) | 16. 経済的な問題 (27.1) |
| 17. 兄弟姉妹の問題 (5.8) | 18. 不安や悩み事はない (10.4) |
| 19. その他 (1.4) | |

問9 子育てを終えた方も、子どものいない方も、あなたに未成人の子どもがいる事を想定してお答えください。あなたが望む子どもの将来像を、男子および女子について選んでください。(○はそれぞれ3つまで)

【男子に望む将来像は】

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1. 知性豊かな人 (20.6) | 2. 素直な人 (20.0) |
| 3. 思ったことをやりとげる人 (17.4) | 4. 独立心のある人 (8.4) |
| 5. 情緒豊かな人 (10.4) | 6. 責任感のある人 (50.3) |
| 7. 身の回りのことを自分でできる人 (16.0) | 8. 経済力のある人 (14.8) |
| 9. 思いやりのある人 (51.7) | 10. 社会的地位のある人 (0.5) |
| 11. 国際的視野のある人 (10.2) | 12. 家庭を大事にする人 (29.9) |
| 13. 社会に貢献する人 (12.5) | 14. 判断力のある人 (15.3) |
| 15. 言葉づかいや礼儀作法がよい人 (13.0) | 16. その他 (0.9) |
-

【女子に望む将来像は】

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1. 知性豊かな人 (17.6) | 2. 素直な人 (43.6) |
| 3. 思ったことをやりとげる人 (4.9) | 4. 独立心のある人 (3.7) |
| 5. 情緒豊かな人 (18.6) | 6. 責任感のある人 (22.5) |
| 7. 身の回りのことを自分でできる人 (15.1) | 8. 経済力のある人 (2.1) |
| 9. 思いやりのある人 (61.0) | 10. 社会的地位のある人 (0.2) |
| 11. 国際的視野のある人 (5.3) | 12. 家庭を大事にする人 (47.6) |
| 13. 社会に貢献する人 (3.5) | 14. 判断力のある人 (7.2) |
| 15. 言葉づかいや礼儀作法がよい人 (32.5) | 16. その他 (0.9) |

問10 現在、夫婦で同居している方にお聞きします。あなたの家庭では、家庭内での重要な決め事は誰が決めていますか。次の中から選んでください。

(○は1つだけ)

1. 主に女性 (妻や母や祖母) が決めている (0.9)
2. どちらかといえば女性 (妻や母や祖母) が決めている (4.0)
3. 夫婦で話し合って決めている (68.3)
4. どちらかといえば男性 (夫や父や祖父) が決めている (16.5)
5. 主に男性 (夫や父や祖父) が決めている (6.5)

問11 夫婦間の財産についてお聞きします。あなたの家庭では妻または母名義の「預金通帳」や「不動産」などの財産がありますか。次の中から選んでください。
(○は1つだけ)

- 1. ほとんど夫または父名義の財産である (28.1)
- 2. 少し妻または母名義の財産もあるが、自立できるほどではない (24.4)
- 3. 夫婦にそれぞれ別々の財産がある (20.4)
- 4. どちらかといえば妻または母名義の財産の方が多い (2.1)
- 5. ほとんど妻または母名義の財産である (1.4)
- 6. 分からない (7.9)
- 7. その他 (2.6)

→ 問11-1 問11で、「1. ほとんど夫または父名義の財産である」または「2. 少し妻または母名義の財産もあるが、自立できるほどではない」と回答された方にお聞きします。その理由は何ですか。次の中から選んでください。(○は2つまで)

N = 226

- 1. 財産を分割する必要がないから (62.8)
- 2. 妻が財産をもつという慣習がないから (16.8)
- 3. 夫または父が働いて築いた財産だから (16.4)
- 4. 妻または母が財産を欲しがらないから (10.2)
- 5. 財産は男名義が当たり前だから (13.7)
- 6. 妻または母には仕事や収入がないから (13.7)
- 7. 妻または母が自立されて困るから (0.4)
- 8. 子への贈与や相続が面倒になるから (5.8)
- 9. その他 (3.5)

問12 もし、あなたに介護が必要になった場合、あなたは誰に介護してほしいと思いますか。次の中から選んでください。(○は1つだけ)

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. 配偶者 (45.0) | 2. 自分の親 (0.0) |
| 3. 義理の親 (0.0) | 4. 自分の息子 (3.2) |
| 5. 自分の娘 (14.4) | 6. 息子の配偶者 (4.6) |
| 7. 娘の配偶者 (0.5) | 8. 孫 (男女) (0.2) |
| 9. 施設 (老人ホームなど) (16.2) | 10. 介護サービス (11.6) |
| 11. その他 (1.4) | |

問 13 あなたは、最近の一般的な子どもへの「しつけ」を、どのように感じていますか。次の中から選んでください。(○は1つだけ)

1. 子どものしつけは、よくできていると思う (3.2)
2. 子どものしつけは、そこそこできていると思う (19.7)
3. どちらともいえない (23.4)
4. 子どものしつけは、あまりできていないと思う (44.1)
5. 子どものしつけは、全然できていないと思う (5.6)



N = 2 1 4

→ 問 13-1 間 13 で、「4. あまりできていないと思う」または、「5. 全然できていないと思う」と回答された方にお聞きします。その理由は何だと思いますか。次の中から選んでください。

(○は2つまで)

1. 他人の意見を聞かない親が多くなったから (15.4)
2. 家庭内に高齢者のいない核家族が増えたから (16.8)
3. 親の価値観が変化したから (19.2)
4. 少子化で甘やかして育てているから (29.9)
5. 親自体にマナーが欠落しているから (57.9)
6. 雇用や社会経済が不安定だから (0.9)
7. 自分の服装や遊びに夢中な親が多いから (4.7)
8. 親に、誰かが何とかしてくれるという依頼心が強いから (4.2)
9. 親が、何とかなると楽観的だから (3.3)
10. 親に、しつけの意味や必要性が理解できていないから (34.6)
11. その他 (2.3)

地域に関する質問

問 14 あなたが今、お住まいの地域はどこですか。次の中から選んでください。

(○は1つだけ) (注) 以下、文章内の「地域」とは、この範囲のことと言います。

- | | | |
|---------|---------|--------|
| 1. 穂坂町 | 2. 藤井町 | 3. 中田町 |
| 4. 穴山町 | 5. 円野町 | 6. 清哲町 |
| 7. 神山町 | 8. 旭町 | 9. 大草町 |
| 10. 竜岡町 | 11. 莉崎町 | |

問 15 あなたが今、お住まいの地域は住みやすいですか。それとも住みにくいですか。次の
中から選んでください。(○は1つだけ)

1. 大変住みやすい (15.5)
2. そこそこ住みやすい (54.2)
3. どちらともいえない (10.0)
4. あまり住みやすいとはいえない (16.9)
5. 住みにくい (2.8)

→ 問 15-1 問 15 で、「4. あまり住みやすいとはいえない」または、「5. 住
みにくい」と回答された方にお聞きします。その理由は何ですか。次のなか
ら選んでください。(○は3つまで)

N=85

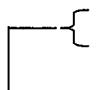
1. 住民間の交流の機会が少ない (20.0)
2. 子どもたちが体験・学ぶ機会が少ない (8.2)
3. 古い行事や根強い慣習がある (42.4)
4. 新しい転入者に対して住民の態度が冷たい (9.4)
5. 環境問題や資源リサイクルに対する関心が薄い (15.3)
6. 子どもの遊び場が少ない (29.4)
7. 危険な場所が多い (16.5)
8. 高齢者や身障者に対する支援が少ない (12.9)
9. 自治会費が高い (3.5)
10. 寄付金が多い (4.7)
11. 面倒な近所づき合いが多い (25.9)
12. 悪臭・大気汚染・水質汚濁がある (8.2)
13. 人間関係がよくない (20.0)
14. 男女差別がある (4.7)
15. 子どもに悪影響な店がある (2.2)
16. その他 (17.6)

問 16 あなたは、地区役員や垂崎市の審議会等の公的役員に女性が選任されることに賛成で
すか、それとも反対ですか。次のなかから選んでください。(○は1つだけ)

1. 賛成である (62.4)
2. どちらかといえば賛成である (18.3)
3. どちらともいえない (16.5)
4. どちらかといえば反対である (0.9)
5. 反対である (0.5)

問 17 あなたは今、お住まいの自治会や市から、役員や審議会等の公的役員に選出された場合、それを受けますか。次の中から選んでください。(○は1つだけ)

1. 快く受ける (6.0)
2. どちらかといえば受ける (受けるだろう) (14.6)
3. どちらともいえない (21.1)
4. できれば受けたくない (拒否したい) (30.6)
5. 絶対に受けたくない (拒否する) (8.6)
6. 今は、受けられない事情がある (17.4)



→ 問 17-1 問 17 で、「6. 受けられない事情がある」と回答された方にお聞

きします。その理由は何ですか。次の中から選んでください。
(○は2つまで)

N = 75

1. 介護が必要な家族等がいるから (12.0)
2. 高齢であるから (30.7)
3. 健康に自信がないから (22.7)
4. 家族の理解が得られないから (1.3)
5. 子や孫の面倒をみているから (16.0)
6. 人の上に立つのが苦手だから (16.0)
7. 家業（農業も含む）をしているから (2.7)
8. 車の運転ができないから (9.3)
9. 家から出にくい雰囲気があるから (1.3)
10. 家事が手抜きになるから (1.3)
11. 以前に精神的ダメージを受けたから (2.7)
12. 時間がないから (25.3)
13. その他 (5.3)

問 18 あなたは今、お住まいの地域や自治会に男女の不平等があると思いますか。それについて、「1. 不平等はある」から「5. 不平等はない」の中から選んでください。
(○はそれぞれ1つ)

得点は+200点～-200点

得点が高いほど、不平等感が強い

1	2	3	4	5
不平等はある	少し不平等はある	どちらともいえない	さほど不平等はない	不平等はない

(1) 祭事や葬儀の役割分担において	-25点
(2) 地域活動や地区活動の場において	-24点
(3) 地域や地区の役員選出において	-4点
(4) 学習会や講習会への参加において	-60点
(5) 意見や要望を言う場において	-29点

問 19 あなたは普段、地域の活動（問 19-2 の解答欄にある活動など）に参加していますか。
次の中から選んでください。（○は1つだけ）

- {
 - 1. 参加している (51.3)
 - 2. 参加していない (34.1)
 - 3. 参加したいができない (10.0)
 - 4. その他 (0.9)

→ 問 19-1 問 19 で、「2. 参加していない」または「3. 参加したいができない」と
答えられた方にお聞きします。その理由は何ですか。次の中から選んでくだ
さい。（○はいくつでも）

N = 190

- 1. 多忙で時間がないから (32.6)
- 2. 介護が必要な家族がいるから (6.3)
- 3. 手のかかる子どもがいるから (10.0)
- 4. 健康に自信がないから (17.9)
- 5. 家族の理解が得られないから (1.6)
- 6. 活動に魅力がないから (10.0)
- 7. 活動に关心がないから (11.6)
- 8. 今まで参加していないから (20.0)
- 9. 人と接するのが苦手だから (9.5)
- 10. 参加するきっかけがないから (22.6)
- 11. 人間関係がわづらわしいから (12.1)
- 12. 特に理由はない (14.7)
- 13. その他 (6.8)

→ 問 19-2 問 19 で、「1. 参加している」と答えられた方にお聞きします。どのよう
な活動に参加していますか。次の中から選んでください。（○はいくつでも）

N = 221

- 1. 環境美化ボランティア活動 (34.4)
- 2. 高齢者福祉ボランティア活動 (17.2)
- 3. 育児支援ボランティア活動 (2.3)
- 4. 障害者福祉ボランティア活動 (6.3)
- 5. 交通安全活動 (14.5)
- 6. 青少年育成活動 (13.1)
- 7. 消費者活動 (4.1)
- 8. 資源リサイクル活動 (45.7)
- 9. スポーツ振興・交流活動 (28.1)
- 10. 国際交流活動 (0.9)
- 11. 生涯学習活動 (33.5)
- 12. 防犯・防災活動 (12.2)
- 13. 文化振興・文化交流活動 (10.0)
- 14. 史跡・名所保存活動 (2.7)
- 15. 男女共同参画活動 (5.9)
- 16. 趣味のサークル活動 (19.9)
- 17. 一人暮らし者支援活動 (5.9)
- 18. その他 (1.4)

問 20 あなたは、あなたの子ども（20歳未満の未成人）がボランティア活動や、市や地域の活動に参加することを、どう思いますか。未成人の子どもがいない方は、未成人がいることを想定して、次の中から選んでください。（○は1つだけ）

1. 積極的に参加させたい（26.5）
2. できるだけ参加させたい（61.0）
3. よく分からない（8.1）
4. あまり参加させたくない（0.9）
5. 参加させる気持ちはまったくない（0.0）

職場・まちづくりに関する質問

問 21 女性が家庭の外で働く理由、または働きたい理由は何だと思いますか。次の中から選んでください。（○は2つまで）

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1. 視野を広めたり友人を得るため（27.6） | 2. 家計費の足しにするため（46.2） |
| 3. 自分で自由に使えるお金を得るため（17.9） | 4. 将来に備えて貯蓄するため（15.3） |
| 5. 自分の能力・技能・資格を生かすため（22.3） | 6. 生きがいのため（22.0） |
| 7. 経済的自立のため（13.5） | 8. 社会に役立ちたいため（3.7） |
| 9. 女性も働くのが当然だから（7.4） | 10. 社会的自立のため（7.7） |
| 11. その他（0.9） | |

問 22 子育てと仕事を両立させた女性または、現在、両立させている女性の方にお聞きします。子育てと仕事の両立て困った点、困っている点は何ですか。次の中から選んでください。（○はいくつでも）

1. 家族から理解と協力が得られない（18.0）
2. 勤務時間にあった保育所などの子育て支援施設がない（25.4）
3. 学校行事や子どもが病気になった時でも、休暇がとりにくく（とれない）
4. 子どもとふれあう機会や時間が少ない（29.5）(41.0)
5. 自分の自由な時間がない（42.6）
6. 家事・育児・仕事のすべてが中途半端になる（21.3）
7. 肉体的につらい（24.6）
8. 精神的につらい（30.3）
9. 育児休暇がとりにくい（とれない）（9.8）
10. 支出が多く、働く意味が分からない（10.7）
11. その他（6.6）

問 23 あなたは、職場内に男女差別があると思いますか。次の中から選んでください。
(○は1つだけ)

1. 男性の方が優遇されている (17.6)
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている (38.5)
3. よく分からない (25.8)
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている (3.2)
5. 女性の方が優遇されている (0.5)

3に解答した
方のみ問 24へ

問 23-1 問 23で、「3. よく分からない」以外に回答された方にお聞きします。 男性
または女性が職場内で優遇されている場面はどこですか。次の中から選んでく
ださい。(○は3つまで)

N = 1 2 6

1. 賃金・給与・昇給 (68.3) 2. 能力開発 (研修会等) (11.9)
3. 待遇・登用 (30.2) 4. 出張 (4.8)
5. 残業 (9.5) 6. 仕事量 (11.9)
7. 責任ある仕事 (48.4) 8. 能力評価 (24.6)
9. 転勤 (5.6) 10. 健康管理 (3.2)
11. 採用 (13.5) 12. 退職 (4.8)
13. その他 (2.4)

問 23-2 問 23で、「1. 男性の方が優遇されている」または、「2. どちらかといえば
男性の方が優遇されている」と回答された方にお聞きします。 職場内でそれ
らの差別が生じる原因は何だと思いますか。次の中から選んでください。
(○は2つまで)

N = 2 4 2

1. 元々、職場が女性に期待していないから (13.2)
2. 職場に女性を低く見る風潮があるから (31.0)
3. 女性は、職場に必要な能力が劣っているから (6.6)
4. 職場に男女差があるのが、当たり前だから (10.3)
5. 女性自身が、その差別に満足しているから (10.3)
6. 女性には腰掛け的な気持ちがあるから (23.1)
7. 女性は都合ですぐに辞めるから (15.3)
8. 女性は残業をいやがるから (5.4)
10. 女性に職業意識が乏しいから (13.6)
11. 社会が男性中心だから (25.2)
12. 男性は仕事に専念するために、女性に雑用を押しつけるから (11.6)
13. その他 (3.7)

問 24 あなたは、女性が働きやすい労働環境を整備するためには、何を優先すべきだと思いますか。次の中から選んでください。(○は2つまで)

1. 育児休業や介護休業を取得する人に不利な査定をしない (31. 6)
2. 管理職への登用や昇進・昇格などで男女差をなくす (19. 7)
3. パートと正社員に待遇差をなくす (16. 9)
4. 女性の能力や実績を正当に評価する (40. 8)
5. 女性を雑用に使うことや、中高年女性に退職を促す圧力をなくす (12. 3)
6. 自営業や農林業など、家業に従事する女性に決まった給与や休暇を与える (5. 8)
7. あらゆる機会で男女が均等に選択できるようにする (24. 8)
8. その他 (2. 6)

問 25 全員にお聞きします。女性であるあなた自身または、あなたの身近な女性が職場で性的いやがらせ(セクシャル・ハラスメント)を受けたことがありますか。次の中から選んでください。(○は1つだけ)

1. 女性である自分自身が受けた (3. 9)
2. 女性である自分には経験ないが、身近な女性が受けた (6. 0)
3. 女性である自分自身も、身近な女性も受けた (3. 5)
4. 男性である自分の身近な女性が受けた (5. 1)
5. 自分も身近な女性も特に受けていない (58. 5)

問 26 あなたは、まちづくりの一環として、次のどの活動を男女が共同参画して行うのがよいと思いますか。次の中から選んでください。(○は3つまで)

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1. 環境美化ボランティア活動 (36. 7) | 2. 高齢者福祉ボランティア活動 (30. 6) |
| 3. 育児支援ボランティア活動 (15. 1) | 4. 障害者福祉ボランティア活動 (12. 8) |
| 5. 交通安全活動 (8. 1) | 6. 青少年育成活動 (17. 9) |
| 7. 消費者活動 (5. 6) | 8. 資源リサイクル活動 (19. 5) |
| 9. スポーツ振興・交流活動 (13. 7) | 10. 国際交流活動 (5. 3) |
| 11. 生涯学習活動 (21. 8) | 12. 防犯・防災活動 (5. 6) |
| 13. 文化振興・文化交流活動 (10. 2) | 14. 史跡・名所保存活動 (1. 2) |
| 15. 男女共同参画活動 (19. 3) | 16. 趣味のサークル活動 (15. 8) |
| 17. 一人暮らし者支援活動 (10. 9) | |
| 18. その他 (1. 9) | |

問 27 菅崎市で男女共同参画を実現するためには、何が必要だと思いますか。次の中から選んでください。(○は3つまで)

1. 地域で男女共同参画に関する勉強会やイベントを開催する (28.5)
2. 男性が家事・育児・介護などの負担を充分に理解し、協力する (29.2)
3. 子どもを地域活動やボランティア活動に参加させ、男女共同・男女平等を学習体験させる機会を持つ (21.6)
4. 地区役員や公的役員に女性を積極的に登用するよう、働きかける (15.3)
5. 男性の自立と意識改革を目的とした実践講座や料理教室を開催する (5.3)
6. 女性議員を増やす (10.2)
7. 高齢者に意識改革を求める (9.5)
8. 地域内や家庭内のしきたりや古くからの慣習を改める (23.0)
9. 家庭内での役割分担意識の改革や性差別意識の改革など、具体的な男女共同・男女平等に関するテーマ・目標を定め、推進する (14.2)
10. 男女共同参画に関する市の条例化などを促進し、具体的な実践目標を定める (10.7)
11. 学校教育における実技講習の体験を通して、男女共同・男女平等を日常生活の中に生かしていく (24.1)
12. 成人男女の国際交流を活発に行い、諸外国の文化などを体験させる (4.2)
13. 職場における男女格差をなくす (11.6)
14. 家庭を持つ男女が職場で、育児休暇や介護休暇を取りやすい環境をつくる (25.1)
15. 女性が積極的に政治や社会活動に参加し、発言力などを高める (16.2)
16. 男女共同参画に関するモデル地域やモデル職場などを指定し、推進する
17. その他 (0.7) (10.2)

問 28 最後に、男女共同参画社会について感じられていること、提案したいこと等を、次の欄に自由にお書き下さい。

.....
.....
.....

ご協力、ありがとうございました

5－2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

第1章 総則(第1条－第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条－第20条)

第3章 男女共同参画審議会(第21条－第26条)

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにあるかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにあるかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共

同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日（平成11年6月23日）から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年法律第102号）（抄）

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

5－3 世界と国の動き

【世界の動き】(女性世界大会の歴史)

西暦（和暦）	国際的な動き
1945年（昭和20年）	「国際連合憲章」採択
1948年（昭和23年）	「世界人権宣言」採択
1951年（昭和26年）	ILO100号条約（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）採択
1967年（昭和42年）	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
※ 1975年（昭和50年）	国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」を採択。1976年～1985年の10年間を「国際婦人の10年」と宣言
1979年（昭和54年）	「女子差別撤廃条約」採択
※ 1980年（昭和55年）	「国際婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「後半期行動プログラム」を採択
1981年（昭和56年）	ILO156号条約（男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）採択
※ 1985年（昭和60年）	「国際婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ） 「西暦2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）を採択 ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択
※ 1990年（平成2年）	第34回国際婦人年の地位向上委員会で、「西暦2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論を採択
1993年（平成5年）	第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
※ 1995年（平成7年）	第4回世界女性会議・NGOフォーラム（北京） 北京行動綱領には、女性の地位向上とエンパワーメントを達成するために優先的に取り組むべき13の重大問題領域が明記された。
※ 2000年（平成12年）	「女性2000年会議」（ニューヨーク） 1995年の第4回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領に掲げられた目標やコミットメント（関与）は十分な実施・達成には至っていないことを認識し、その実施速度を上げ、男女平等・開発・平和というコミットメント（誓約）を完全に実現するため、地方、国内、域内、国際レベルで更なる行動とイニシアティブを進めることに合意した。

(注) ※印は世界女性会議

【国の動き】

西暦（和暦）	国内の動き	山梨県内の動き
1945年（昭和20年）	婦人参政権実現	
1947年（昭和22年）	民法改正（家制度廃止）	
1950年（昭和25年）	新国籍法成立（妻の国籍選択の自由）	
1956年（昭和31年）	売春防止法成立	
1975年（昭和50年）	育児休業に関する法律成立（特殊職種）	
1980年（昭和55年）	「女子差別撤廃条約」署名	
1984年（昭和59年）	パートタイム労働対策要綱策定	山梨総合婦人会館開館
1985年（昭和60年）	「男女雇用機会均等法」成立	
	「女子差別撤廃条約」批准	
	国民年金法一部改正（婦人の年金権確立等）	
	労働基本法一部改正（女子保護規定の緩和）	
1990年（平成2年）		富士女性センター開館
1991年（平成3年）	育児休業法成立	「やまなし女性いきいきプラン」策定
1993年（平成5年）	パートタイム労働法公布・施行	女性いきいきアバナー設置
1995年（平成7年）	介護休業法成立	
1996年（平成8年）		峡南女性センター開館
1998年（平成10年）		「やまなしヒューマンプラン21」策定
1999年（平成11年）	「改正男女雇用機会均等法」成立	
	「男女共同参画社会基本法」成立	
2000年（平成12年）	「男女共同参画計画」策定	男女共同参画に関する全県調査
2001年（平成13年）	「DV法」成立	
	「ストーカー防止法」成立	
2002年（平成14年）		ヒューマンプラン 「山梨県男女共同参画計画」策定
		山梨県男女共同参画推進条例制定

変えよう、自分と未来 男女共同参画社会をめざして

輝いて、ひらめいて、韮崎プラン

発 行 日 平成15年3月

企画・編集 韮崎市教育委員会

〒407-8501 山梨県韮崎市水神一丁目3番1号
TEL : 0551-22-1111 (代) FAX : 0551-23-1215